

平成21年3月

民生文教委員会会議録

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時00分から

午後4時08分まで

図書館 会議室

◎出席委員（7名）

委員長	上村良一君	副委員長	大沢秀教君
	小林敏彦君		山田拓郎君
	堀江正栄君		高間信雄君
	岡覚君		

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主査 大鹿真君

◎説明のため出席した者の職・氏名

健康福祉部長	加納久司君	学校教育部長	田中康史君
生涯学習部長	奥村照行君	福祉課長	堀場秀樹君
子ども未来課長	佐藤登君	長寿社会課長	松山勝美君
市民課長	高木秀仁君	健康推進課長	鈴木正文君
子ども未来課主幹	瀧川由紀子君	子ども未来課主幹	板津厚子君
庶務課長	中田哲夫君	指導課長	滝誠君
指導課主幹	飯田勝己君	生涯学習課長	落合律子君
生涯学習課主幹	掛布光枝君	市民体育課長	斉木淳一君

◎付託議案

第1号議案 犬山市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置及び管理に関する条例の制定について

第2号議案 犬山市子ども医療費支給条例の一部改正について

第3号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について

第4号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について

第6号議案 犬山市都市公園条例の一部改正について

第12号議案 平成21年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費（1項総務管理費のうち8目地域活動推進費
中楽田ふれあいセンター事業費、3項戸籍
住民基本台帳費並びに5項統計調査費のう
ち2目人口動態調査費、3目人口動向調査
費及び5目教育統計費）

3款 民生費

4款 衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費
中28節繰出金及び7目環境保全費並びに2
項清掃費を除く）

7款 土木費（4項都市計画費のうち4目公園管理費中児
童公園事業費）

9款 教育費（5項社会教育費のうち9目文化財費中施設
管理事業費及び歴史的資産保存・継承事業
費を除く）

第13号議案 平成21年度犬山市国民健康保険特別会計予算

第14号議案 平成21年度犬山市犬山城観光事業費特別会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳出 民生文教委員会の所管に属する歳出

第16号議案 平成21年度犬山市岡部育英事業特別会計予算

第17号議案 平成21年度犬山市相馬育英事業特別会計予算

第19号議案 平成21年度犬山市老人保健特別会計予算

第21号議案 平成21年度犬山市教育振興事業特別会計予算

第23号議案 平成21年度犬山市介護保険特別会計予算

第24号議案 平成21年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算

午前10時00分 開議

◎上村委員長 ただいまの出席委員は7名全員でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第1号議案 犬山市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置及び管理に関する条例の制定について、第2号議案 犬山市子ども医療費支給条例の一部改正について、第3号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について、第4号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について、第6号議案 犬山市都市公園条例の一部改正について、第12号議案 平成21年度犬山市一般会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち8目地域活動推進費中楽田ふれあいセンター事業費、3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費）、3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金及び7目環境保全費並びに2項清掃費を除く）、7款土木費（4項都市計画費のうち4目公園管理費中児童公園事業費）、9款教育費（5項社会教育費のうち9目文化財費中施設管理事業費及び歴史的資産保存・継承事業費を除く）、第13号議案 平成21年度犬山市国民健康保険特別会計予算、第14号議案 平成21年度犬山市犬山城観光事業費特別会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 民生文教委員会の所管に属する歳出、第16号議案 平成21年度犬山市岡部育英事業特別会計予算、第17号議案 平成21年度犬山市相馬育英事業特別会計予算、第19号議案 平成21年度犬山市老人保健特別会計予算、第21号議案 平成21年度犬山市教育振興事業特別会計予算、第23号議案 平成21年度犬山市介護保険特別会計予算、第24号議案 平成21年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算であります。

お諮りをいたします。

付託議案の審査方法については、一議案ごとに当局の説明を受け、その都度質疑を行い、全議案の質疑終了後、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 （第1号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第1号議案に対する質疑を終わります。

次に、第2号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 (第2号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

岡委員。

◎岡委員 本会議で随分と質疑させてもらいましたので、余りないんですけども、1点だけ、一宮市が償還払いにしてということなんですけども、一宮市の事例伺っていると、大変不評、特に職員の事務も含めて不評だということなんですけども、12月のときに、市長の発言で、そういう方向も選択肢ということで検討に入ったと思うんですけども、犬山市の検討では、今は窓口化ゼロという形出てるんですけども、検討結果、それは断念したというふうに判断していいのかどうか、それともまだその検討が、どの程度の検討がされて、事務量がどの程度になるのか、市民のという、もう一度請求し直すということについての状況も含めて、償還払いで、1割負担ですか、一宮の場合、その辺の検討状況と、その結果について説明いただきたい。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 今回、条例の一部改正の上程は小学校1年生まで現物支給ということで、償還払いはしないという方法で決定させていただきましたが、ご承知のとおり、市長はすべて無料にするんじゃないかと、一部負担を取るんじゃないかという、そういう市長のご意見もありました。それで、検討せよということだったものですから、検討させていただいたんですが、基本的には償還払いになりますと、3分の1、例えば負担をしていただくにしても、あと3分の2は請求で出てくるんですね。そうすると、その請求を処理するためのやっぱり事務処理というのは、かなり膨大になってきますし、現行の職員では、ほかの福祉医療の担当者等でも、まず事務量が追いつかないということで、恐らくそれに係るパートさん等の、いわゆる賃金が当然かかってくる、1人ないし、2人かかってくるということで、年間300万円とか、400万円の、そういう単位のいわゆる賃金が必要になってくる。それと、あわせてやはり保護者に対してもそれだけの負担を強いるということで、子育て支援の一つの施策として行っても、一部負担をやはりとるというのは、県下でも少ない事例です。ですから、そういうことで、私どもの担当としては、やはり全額無料にすべきじゃないかという、そういう意見を出させていただきまして、ましてや拡大幅が小学校1年生ということになれば、小学校1年生まで、最低ライン拡大しといて、一部負担をくださいということでは、やはり市民理解が得られないんじゃないかということから、最終的には、無料ということで方向性を出しました。そういうことです。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 現場での検討を含めて、ちゃんと対応して、やはり償還払いは適切でないということ、市長は検討をということで、検討したんだよということ、やっぱり今後も貫いてほしいなというふうに思いますし、加えて、本会議でも質疑しましたけれども、このままで県の制度を超えて独自政策をとっていた部分の負担が一定軽減された分に相当する額し

かまだ福祉施策では前進していないというわけですので、約3,000万円、今までも負担していて、今回新たに3,000万円が乗せてきたということになりますので、やはりそれを超えて、他市町が拡充してるだけに、やっぱり自治体間競争という視点も見ながら、どこの町が子育てしやすいかという視点で、やっぱり評価もされるということも念頭に置いて、やっぱり地方自治体の政策として、本当に子育ての支援という立場を鮮明にするということで、引き続いて拡充に努力していくべきだというふうに思いますけども、その点についてはどうなのかということも再度お願いしたいと思います。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 拡充の幅でございますが、当初、私どもは小学校3年生ぐらいまでを、まずは拡充すべきじゃないかという、担当者の間では、予算要求もさせていただきました。最終的には、市長の政策というか、政治決定で小学校1年生にはなったんですけども、ただ一応子育て支援の一つの施策としては、この子ども医療費もさることながら、いろんな施策を打っております、今回の子ども医療だけでも3,000万円かかるわけなんですけど、これは将来的にも続いていくわけなものですから、財政負担続くということで、将来的には当然国が本来でしたら医療費の助成というのは、施策として国がきちっとそういう助成策を打つべきところですが、今おっしゃるように、県下でも自治体間格差が出ております。小学校1年生まで今回拡充するんですが、まだまだ小学校1年生というのは県下でも低い位置にありますので、当然、1学年2学年、これからも拡充できるように、私どもも要望はしていきたいと思っておりますし、予算の財源も見ながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 私も子ども医療費の助成ですけど、対象者が、これ1年生まで無料というの、理解してますけど、これから先、この義務教育、小学校6年生まで、それから中学校の3年生、こういうのが県下でも幅広く、6年生までとかやっています。それで、やはり私は、今回の案件については、無料化に対してはいいですけど、これからやはり市が負担するということ、やはり1学年3,000万円が、小学校6年生まで持っていけば、おおむね1億8,000万円、それから中学校まで持っていけば、三九、二十七で2億7,000万円、私はこれからそんな無理なことはなかなかやりにくい。これは本当は国が持つべき、課長が言われたとおりだと思いますけど、そういう中で、今回これを決定する中で、やはり1割負担、やはり1割でも、老人医療が無料でやられた中で、やはりそれは犬山市の医療費も、やっぱりこれ県下でベストワンというような状態が続いております。そういう中では、この6年間、小学校だけを比べた中でも、これから1学年3,000万円かかるなら、1割負担をいただいて、それで幅広く、対象者は大体小学校1年生ですと4,500人というようなことが出ておりますけど、やはりそういう中では、枠がやはり3年生までとか、また次の6年生まで持って行く中では、なかなか予算が、やはり1学年、みんな無料にしちゃうとなかなか厳しい面があると思いますけど、そういう検討の中で、1割負担を検討された、そこら辺はどのような、ちょっと示していただきたい。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 先ほど岡委員の質疑にお答えしましたけど、1割償還払いという検討もさせていただきました。ただ、県下の状況からいいますと、すべて無料という自治体の方が絶対的に多いんです。一部負担を取っておるといのは本当にわずかな自治体だけでして、その辺はそれぞれの首長の考え方があると思うんですけども、いろいろ議論があるところです。やはり、多少でも負担させるべきじゃないかとか、市の財政が厳しい折、すべて無料にするのはいかがなものかとか、また無料にすると、医療のコンビニ化と言って、医者行かなくてもいいような症状でも、無料だからといって、すぐに医者へ連れていくと。ひいては医療費の増額につながっていくというような、いろんな議論もありますけれども、基本的には私どもとしては、当面、まずは無料化でいきたいという考え方で報告は出させていただきました。以上です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 理解もしますけど、それでもやはり子どもさん見ると、低学年、この方がどちらかというと病気にかかりやすい、抵抗力がない、そういう中では、やはり3年生ぐらいまでの形でこれから、また6年までという、やはりこの財政と折り合わない、なかなか無料化実施やりたいと思っても、やれませんが。けど、そういう中で、私たちもこういう医療に関しては、愛知県31市ある中で、犬山市がやはり高い位置にある、そういう中では、ある程度負担してもらうことで、ある程度抑制もできるんじゃないかというふうに思っていますので、これからの部分でして、やはり何でも無料というのは、私はこれからはなかなか行政、この医療費に関しては市条例ですので、どの市町も財政的な部分で折り合いつけながら、余裕のあるところは無料で、財政のいいところは拡大できますけど、なかなかお金かかることですので、大いにそこら辺を詰めて、ちょっとお聞きしますけど、今県下で、国民健康保険もそうですけど、入院、通院、そこら辺で近年、どの辺の位置で犬山市ではやってるのか、ちょっとお示し願えたらと思います。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 ちょっと今の質疑の内容は余りわかりませんでしたけど、国保の状況ですか。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 国保だけで結構ですので、そういう医療費の部分があると思いますけど。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 現在の確保のいわゆる医療費の部分ですね。一応、今一応速報値ですけども、11月の診療分が12月で審査されるんですが、その辺の状況ですけれども、1人当たりの費用額ですね、要は。今まで問題というか、高い高いと言われてる部分ですけども、犬山市の場合は、1人当たりが2万1,500円ということで、県下平均ですと1万8,819円ということになってます。犬山市は2万1,500円で、ランク的には支部でいきますと、瀬戸市が1位、2位が豊明市、犬山市が3位ということで、そんなような順番になっておりまして、県下では上位に位置している。そういう医療費の状況です。

ちょっと、入院については、細かい資料持ってないですけど、医療費全体からかかる費用額としては、そういう状況になってます。

◎上村委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第2号議案に対する質疑を終わります。

次に、第3号議案を議題とします。

当局の説明を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 (第3号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第3号議案に対する質疑を終わります。

次に、第4号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 (第4号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

山田委員。

◎山田委員 結構難しい問題なので、すごく基本的なことをお聞きするかもわからんですけど、まず、今回、保険料自体が安くなるんで、これは非常にいいことだとは思ってるんですけども、そもそも、基金を取り崩して、そもそも充てて、その分だけ安くなるということだと思うんですね。あと、3年間の犬山市の介護の事業についても、はかりながら、それと負担がどうあるべきかということで、この数字が決まったと思うんですけど、各段階ですね、安くなったり、細分化されたりしたんですけど、そもそも全体がこんだけあるよと、それに対して、基金をこんだけ入れるからこんだけ金額が安くなったよという、そもそもの根拠って何なんですか。例えば、第1段階、1万7,100円が1万5,800円になった。第2段階も2万1,300円から1万9,700円とかですね、どういう根拠でこういう数字に決まってきたのかということをちょっとお示しいただきたいと思います。

それからもう一つ、第4次介護保険事業計画に基づいてこれが決まっと思うんですね。犬山市でこんだけの介護サービスが必要ですよという見きわめですわね、例えば、特養なんかのものと、待機者今どれぐらいあるかわからんですけど、本当に3年間の犬山市の介護のサービスの供給量が本当にいいのかどうかというのは、どう見きわめてみえるのか、その点をお聞きしたい。

それから、この保険料を決めていくのに、これ介護保険事業計画の何か策定委員か何かが見えるんですよ。いろんな有識者の人とか、そういう人がおるんですけども、例えば、国保なんかだと、国保の運営協議会みたいなものがあって、議会代表とか、被保険者代表とかがあって、そういう議論して、もう非常に今、国保の運営協議会の委員やらさしてもらってる

んだけども、非常に充実した議論ができて、保険料というのを決めていった経緯があるけど、例えば、議会代表というか、そういう人たちというのは、一般的にそれは入らないものなんですかね。他市町なんかはどうなってるのか、ちょっとわからんもんで、その点もお聞きしたいと思いますが、以上の点、お願いします。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 介護保険料の算定の根拠ということでございますけども、委員も今お話をいただきましたけども、まず介護の保険料を決めるためには、全体でどれだけサービスが必要かというのを計算をいたします。それに基づいて、各要介護度ごとに給付に必要な単価を算出をいたしまして、あと月々当たり何人程度利用するというのを過去の実績に基づいて算定をいたします。

総額で必要な給付額という、そういった数字を用いて算定をいたします。その給付の総額を求めまして、保険料は一応第1号被保険者については20%負担ということになっておりますので、総給付費に対して20%掛けまして、保険料に必要な全体の額を求めます。

それを求めた後、基金2億円取り崩しをいたしますので、保険料から基金の2億円分を引きます。今回は、また別に、特例交付金がございますので、その分を差し引きをいたします。それが約2億3,000万円程度ございます。それを、難しい言葉で言いますけども、所得補正後の被保険者数というのが、所得段階に応じて被保険者数が何人になるという計算をいたしますけども、それで割った数字が基本的には必要な保険料額ということで、この給付の見込みの多い、少ないによっても保険料額が変わってまいりますし、基金の取り崩し額の多い少ないによっても、保険料の額というのは変わってまいります。今回は実績に基づいて、まず給付の額をかなり絞り込んでシビアに算定をしたというのが1点ございます。それから、基金が今年度末で3億円弱ぐらいございますけども、そのうち2億円を取り崩して、保険料額を引き下げるといような形で計算をした結果として出てきた数字ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、続きまして、サービスの供給量の関係のご質問があったかと思いますが、特養に関しましては、特に現在、待機者がいるということもございまして、いろいろとご心配をされてるかと思っておりますけども、施設サービスに関しましては、国が示している一応参酌標準というものがございまして、要介護2から5の方の人数に対して、37%という数字が一応設定をされております。それで計算をいたしますと、491人というのが整備が必要な数字ということになります。現在、整備済みの施設としまして、介護老人福祉施設、これはいわゆる特養でございますけども、それからあと老人保健施設、それから介護療養型施設、それから認知症対応型共同生活介護、これいわゆるグループホームですけども、これらを合わせまして491人の目標に対しまして501人、一応整備済みということで、現在のところ、その施設の数については充足をしております。これは施設サービスの整備目標ということで、待機の方は確にお見えにはなりませんけども、現時点では、国が示した参酌標準からいいますと、施設サービスに関しては充足をしているような状況になっております。

それからあと、在宅介護サービスに関しましては、それぞれ必要量がもう確保できるものということで、それぞれ事業者に対してアンケートをとりまして、供給できる供給可能量の

調査をいたしました結果、必要量が確保できるというような結果が出ておりますので、サービスに関しましても、現状のところ、十分供給できる。さらに、本会議の中で、岡議員の方からご質問ございましたけども、小規模多機能型介護サービスの施設、それから認知症対応型通所介護、そちらを2施設、一応ふやすということで、サービスを充実させる方向で検討をしていただきまして、結果としてそれをご承認いただきましたので、それだけ充実をさせていただく予定になっております。

それから最後に、議会代表の件でございますけども、これ古い話になるかと思うんですが、私の記憶では平成11年か平成12年ぐらいだったと思うんですが、委員会を構成する際に、議会代表の方が入る、入らないというお話が、たしか議会の方からいただいた記憶がございますので、議員の方が各委員会の中に入って、そこで議論をして、そこで結果が当然出ると思えますけど、そうすると議会として、そこへ議員の方が入ったときに、それを実際に議論が終わったというような、そういった話としてとらえることもできるということで、そのときに議員の方が入られた形で、過去に委員会構成がされたというような経緯がたしかあったと思いますので、その流れをずっと、介護保険の事業計画に関して、ずっとその流れを引き継いで、議員の方には入っていただかない形で委員会調整をしている、そういった現状だというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 介護の供給量を保険料というのは絡んでくると思いますので、供給量をどう見るのかということで、今、例えば施設サービスなんかは、国の基準をクリアしてるということですけど、国の基準というのはあくまでも最低基準かなというふうに思っただけですけど、問題は国の基準を満たしているかどうかよりも、犬山市として、ニーズにこたえ切れてるかどうかということの方が、僕も重要視すべきだと思うんですね。そういう点では、もうちょっと現状をとらえていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、国の基準を超えてるからいうんじゃないくて、本当に犬山のニーズをどうこたえ切れてるのかどうか、そこに物差しを当てなきゃいかんと思うんですけど、その点、待機者の状況と比較してどうなのか、そういう相談、僕らも本当に頻繁に受けるもんですから、あえて少なく見てるわけじゃないと思うんですけど、市として、その点どう考えてるのかということ。

あと、保険料を決めていくプロセスの中とか、介護保険事業計画ですかね、そこに議員が入る、入らんというのは、今課長がおっしゃったような考え方もありますけども、何と申しますか、逆にテーブルに上がっちゃったものが、なかなかその後修正しにくいというのも現実としてあるんで、だから何らかの形でこういうものを策定していくプロセスの中に、そういう声が反映されていかないといかんかなという気もしますね。だから、今後、そこら辺、当初の議論は、それはそれとして、改めて議論していてもいいかなという気はしますから、その辺、ちょっとご検討いただけるかどうか、何が何でも入れさせろという意味じゃなくて、もう1回、検討のあり方を考えてもいいかなという気もするんで、その点お願いします。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎**松山長寿社会課長** 市民として、施設のニーズが大事ではないかというお話でございますけども、参酌基準というのは、これは最低基準ではなくて、上限ということで定められたものです。それからあと、委員会の中に議員さんをとというような話ですけど、これ議会の方からいただいたお話でこういう流れになっておりますので、そのあたり改善ということでご要望がございましたら、それについては、そういうような形で対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

◎**上村委員長** 山田委員。

◎**山田委員** 今の何とか基準、その基準は上限だっというお話なんですけど、現状、その基準に照らし合わせると、491人に対して501人なんで、上限というものの解釈というのは、天井だと思うんです、天井超えちゃってるわけですね。要するに、別に上限と言ったって、もっとふやすこともできると思うんですね、市の判断の中で。だから、ニーズをどうとらえて、ここに位置づけしていくかということだと思えます。ここに位置づけしないとふやせないわけですね。だから、待機の状況見て、これから特にまた団塊の世代が高齢化していく中で、そこら辺のニーズというのは、要するにニーズがぼこっと膨らんでからすぐに対応できるものでもないと思うんで、やっぱり将来予測というのをきちっとして、ある程度そこら辺の整理というのは、先に手を打っていかないといかんのかなというふうに思うんですけど、そこはどうなんですかね。

◎**上村委員長** 松山長寿社会課長。

◎**松山長寿社会課長** 国が定めてる比率というのがですね、平成26年度に向けて、全保険者がその目標に向かって、比率を、多いところは下げていく、少ないところは必要に応じて引き上げていくと、そういった上限の目標になっておりますので、国全体の方針としてこれ決まっている部分ですので、市町村単位でそれを超す云々ということになりますと、県の事業計画でも、これが当然反映されてきますので、県の事業計画の中での議論で、その部分が現状では認められないというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎**上村委員長** 山田委員。

◎**山田委員** 県とか国という話が出たんですけど、こういうたぐいの話というのは、市が必要だと言えば、県も国もそのように判断してくるんじゃないですかね。県が国にぶつけるとね、市の判断だという答えが返ってくるわけですね。だから、まずは市がどう考えるかということだと思えます。だから、これからの予測をどう立てて、サービスの供給量をどう見ていくのかというのは、もうちょっとあってもいいんじゃないかなというふうに、僕はちょっといまの現状からして、そういうとらえ方しとるんですけど、国、県がどうのこうのじゃなくて、市がどう必要を認めて、どう県が国に働きかけていくのかということだと思えます、全くその発想が僕は逆だと思えますけど、そこはどうなんでしょう。

◎**上村委員長** 松山長寿社会課長。

◎**松山長寿社会課長** 県へ働きかけをとということでございますけど、圏域、春日井市とか、岩倉市、江南市、小牧市、それから犬山市、扶桑町、そういった保健福祉圏域というのがございまして、そういった会議の中で、実は8月に私出席をさせていただきまして、そこでは県

の担当の方も出席されてましたので、ぜひ適正な施設の数の設定をということで要望は出させていただきます。

ただ、これは現段階で平成26年度を目標に気万手いる数値であるということで、県の方からは、その拡大について検討するというようなご返事はその場ではいただいておりますけれども、要望はそういう形で出させていただきます。

以上です。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 適正な数でという要望だというお話でしたけど、やっぱり、具体的な数字で要望していかないといかんと思うんです。僕は何も、何が何でも拡大しろということの視点で言ってるわけじゃなくて、犬山の将来のニーズというのをどう見きわめるかということだと思うんですよ。だから、そこで必要性があれば、当然、そういう先手を打っていかないと、将来足りなくなってから動きかけても遅い場合もあるわけですね。だから、働きかけ云々の前に、市として、まず将来予測をどう立てて、それに対してサービスの供給量がどれだけ必要なかというのを、これはやっぱり現状を踏まえてやっていかないと、いろいろ持ち出しがあるから、できるだけそこを少なく少なくみたいな意識はないと思うんですけど、そうじゃなくて、やっぱり必要なものは必要なものとして、それは市として計画に盛り込んでいくという視点が重要だと思うんで、そこをきちっと将来予測を立てて、今後検討していただくことを指摘して、これは終わります。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

高間委員。

◎高間委員 ちょっと尋ねしますが、今回もこれでは7段階から9段階、そういう中では、1,300円から5,200円下がったことは私は大変いいなと思うんですが、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、この細分化された中で、第1段階から第9段階、私は今までの7段階と比べると、結構皆さんの介護保険料、これが下がってるんですね。そこら辺の、前回7段階でやられた部分と、それから今回9段階にした部分で、どのくらいの差額があるのか。

それからあと、細分化されたことで、この市民税非課税の部分と、市民税本人課税、そういう中で、ちょうど三つが80万円以下、それから80万円超える分、それから前年度の合計所得金額125万円未満、そこら辺のどこら辺を主体にして今回7から9に、ちょっと私も数字拾ってみた中では、前年度の合計所得金額、新しくなった非課税の中での4万2,700円が、今回はその枠はなしで、125万円未満と、80万円を超える者と、80万円以下という中で分かれたと思うんですけど、ちょっと私、この辺が、合計所得金額が125万円未満の部分が4万5,400円から4万2,700円、何かここだけがちょっとふえとるような気がするけど、そこら辺、ちょっとわかりやすく説明を求めます。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 今回の段階の分け方でございますけども、現在、4段階のものを2分割、それから現在5段階のものを2分割をいたしております。4段階で、4万2,700円に相当する金額が3万9,500円という、附則の方をごらんをいただきたいと思います、附則の第5号ですね、これに相当する金額になります。引き下げ額としては3,200円下げた形になって

おります。第5段階が、これが2分割をされておりますけども、第5段階につきましては、そこでいいますと、6段階、7段階のところ該当するもので、現在5万3,400円、こちらの金額になっておりますものが4万5,400円と4万9,400円ということで、これは2分割されますけども、それぞれ引き下げ額が8,000円と4,000円というような形で引き下げをさせていただいております。

それから、済みません、ちょっと一つ抜けましたので、4段階、2分割した合計所得金額が80万円以下というものに対しては、4万2,700円のもの3万3,600円という形になりますので、これは附則の方の4号に該当する部分になりますけども、そちらの方は現在のものに比較して9,100円引き下げというような、そういった形になっております。

以上です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 先ほどお尋ねしたんですけど、1段階から9段階、そのパーセンテージ、皆さんが保険料払われてる中での、そこら辺の部分、先ほど私もお聞きしましたけど、それをちょっとお示してください。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 基準になりますのが、第5段階の額が基準になっております。附則の方の第5号ですね、こちらの方が基準の額になっております。

第1段階につきましては、保険料に掛ける料率が0.4、第5段階の金額に対して0.4、それから第2段階については0.5、それから第3段階に関しては0.7、第4段階が0.85、それから第5段階は基準の額になりますので1.0ですね。第6段階が1.15、第7段階が1.25、第8段階が1.5、第9段階ですね、こちらが1.6、こういった形になっております。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 ありがとうございます。

そうすると、犬山市で介護保険払われとる中では、どの段階が、4段階や5段階が一番多い人数になってるんですか。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 人数といたしましては、一番多いところは、第4段階ですね、そちらの方が一番人数比率としては高い比率になっております。あと、第5、第6、第7がほぼ同じ比率になっております。パーセンテージで申し上げますと、第4段階が約22%、それから第5段階から第7段階までが、12.9%から15.2%の間で、大体それぐらいで前後をしております。あと、第8段階ですね、あと第8段階まで含めて12.9%から15.2%の範囲で、それぞれ分布をいたしております。

以上でございます。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第4号議案に対する質疑は終わります。

次に、第6号議案を議題とします。

当局の説明を求めます。

齊木市民体育課長。

◎齊木市民体育課長（第6号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

大沢委員。

◎大沢委員 基本的なことをお伺いするかもしれませんが、この山の田公園のグラウンドなのですが、以前、全協のときか何か、照度を落とすのに、基準が、今までが硬式野球ができる基準だったのを、その基準から照度を落とすことによって値段が下がるというご説明だったというふうに記憶しておりますが、私の認識では、今まで硬式野球に対しては、貸し出しをしてらっしゃいましたですね。今まで、そういう状況の中で硬式をするという検討をしてこられたのか、基準は超えとるけども、明るいということ自体が市民サービスとしてよいということだったのでしょうか。また、このタイミングで改定に至ったということに関しまして、利用者の要望でもっと安くしろということだったのか、安くすることでもうちょっとグラウンドの回転をよくするというか、稼働率を上げるという目的だったのか、このあたりをお聞きしたいと思います。

◎上村委員長 齊木市民体育課長。

◎齊木市民体育課長 基本的には、硬式野球の試合の貸し出しというのが、以前はちょっとわかりませんが、ここ数年ずっと貸し出ししておりません。といいますのは、硬式野球と

それで、1,500ルクスに設定してあったものを750ルクス、半分に落とすことによりまして、電気使用料の基本料金とか、使用料金部分がほぼ半分になるということで、それによりまして、利用者の負担の軽減を図り、利用者の増加を見込めないかなという形で、今回、改正に至ったという経緯がございます。

以上です。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 ご回答ありがとうございます。犬山市がスポーツ施設、環境として、決して今でも充実しているというわけじゃないと思いますし、ますます、山の田公園、テニスコートの整備とかできますけれども、場所として、市民のスポーツニーズに全部こたえ切れるという、なかなか今環境にないと思いますので、そういう中で、こういう利用しやすいサービスの向上という意味では、非常にいいことだなというふうに評価をしておりますけれども、なおさら山の田公園、あそこのグラウンド及び周辺、全部の施設に市民の目が集まることになりますので、なお一層、スポーツ振興と健康推進の中心ということでサービスに気を使っていたきたいな、サービス向上に努めていただきたいなというふうに思います。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第6号議案に対する質疑を終わります。

次に、第12号議案を議題といたします。

説明においては、一般会計歳入審査区分一覧に基づいて、福祉課の方から順次、歳入の説明をお願いしたいと思います。

堀場福祉課長。

- ◎堀場福祉課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。
- ◎佐藤子ども未来課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 松山長寿社会課長。
- ◎松山長寿社会課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 高木市民課長。
- ◎高木市民課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 鈴木健康推進課長。
- ◎鈴木健康推進課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 中田庶務課長。
- ◎中田庶務課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 滝指導課長。
- ◎滝指導課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 落合生涯学習課長。
- ◎落合生涯学習課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 斉木市民体育課長。
- ◎斉木市民体育課長 （第12号議案歳入説明）
- ◎上村委員長 落合生涯学習課長。
- ◎落合生涯学習課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 高木市民課長。
- ◎高木市民課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 中田庶務課長。
- ◎中田庶務課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 堀場福祉課長。
- ◎堀場福祉課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 松山長寿社会課長。
- ◎松山長寿社会課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 堀場福祉課長。
- ◎堀場福祉課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 松山長寿社会課長。
- ◎松山長寿社会課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 高木市民課長。
- ◎高木市民課長 （第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 堀場福祉課長。

+

+

- ◎堀場福祉課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 松山長寿社会課長。
- ◎松山長寿社会課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 高木市民課長。
- ◎高木市民課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。
- ◎佐藤子ども未来課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 堀場福祉課長。
- ◎堀場福祉課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 鈴木健康推進課長。
- ◎鈴木健康推進課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。
- ◎佐藤子ども未来課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 中田庶務課長。
- ◎中田庶務課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 滝指導課長。
- ◎滝指導課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 落合生涯学習課長。
- ◎落合生涯学習課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 斉木市民体育課長。
- ◎斉木市民体育課長（第12号議案歳出説明）
- ◎上村委員長 説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後1時より再開をいたします。

午前11時49分 休憩

再 開

午後0時57分 開議

- ◎上村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

小林委員。

- ◎小林委員 105ページで、13の委託料の温泉水輸送委託料、ここの関係、この温泉の費用組んでありますが、過去、犬山温泉をとという話がうまくいかなかったということですが、ちょっと温泉水の水質が今の明宝の水質とどう違うのか、十分犬山温泉も効果があると思います

が、むしろ犬山の知名度を上げるのに観光の面から非常に有効ではないかなと思うんですけども、そのあたりの今後の考え方というか、それから、そういう点で犬山温泉組合とも何か情報交換といいますか、何かそういうアプローチはされた経緯があったんですか、その点について。

◎上村委員長 答弁を求めます。

鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 健康館で使用しています明宝温泉と犬山温泉の泉質の違いということですが、最初に、主な違いにつきましては、水素イオン濃度のpHなんですけど、明宝温泉の方がpHが9.18ということで、かなりアルカリ度が強いということで、犬山温泉が8.5です。それから、明宝温泉の方については、ラドンを含有しているということ。それから、適応症につきましては、神経痛とか、筋肉痛については、明宝温泉も犬山温泉も共通をしておりますが、慢性婦人病とか、それから高血圧症、そういったところが明宝温泉の方の適応症には含まれているということです。

それから、明宝温泉を入れたきっかけというんですかね、当初、健康館をつくるというときに、どこの温泉水を使うかということで、市も犬山温泉と交渉を持ったわけではありますが、幾つかの理由で折り合いがつかなくて、犬山温泉を使わず、友好関係のあった明宝温泉を使用するという事になって、その後、犬山温泉については検討をしていません。これは、温泉の泉質によって、おふろの機械が泉質によって一部セットする部分もあるものですから、泉質が変わると、そういったところから見直しを全部しなきゃいかんということもあって、その後の交渉をしてないということです。

それから、健康館に来るお客さんが、今では、郡上の明宝温泉のお湯を近くで利用できるということでの評判もいいということもあって、犬山温泉を使用する、使用しないという検討は現在してありません。

◎上村委員長 小林委員。

◎小林委員 ありがとうございます。確かに、明宝温泉は、非常に有名ですが、犬山温泉もそれなりにお客さんとか、利用者の方々にはかなり好評だと聞いてますけどね、いわゆる設備的な、そういう機械関係については、わからんことはないんですけども、やはり犬山で犬山温泉を利用しないというのは、何かちょっとしっくりいかない点が僕自身は持ってまして、やはりその辺のところはある意味では、過去のことは多少は聞いてますが、これからの問題として、やはり観光地犬山温泉という一つのブランドを高めていくということができれば、やはりせっかく犬山に温泉が出るということであれば、そういう問題についてやっぱり少しは犬山温泉組合とも、少しはつながりを持ちながら交渉していくとか、将来に向けた取り組みをしていくということは必要だと思うんですね。その点、指摘だけして終わります。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

山田委員。

◎山田委員 81ページの福祉会館の関係ですが、水槽の清掃・保守点検業務がありますね。これってあれですか、TMOについてですか。

◎上村委員長 堀場福祉課長。

◎堀場福祉課長 TMOです。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 これ前から言っとったけど、TMOというのはいかなる組織かということですね、やっぱりまちづくり会社なので、こういうところの清掃業務やるのは本来のTMOの果たす仕事じゃないと思うんですね。これ、あえてそこに委託で出しとると思うんですよ、多分、推測ですよ、これ。あえて出すべきものじゃないと僕は思うんですけど、その点どうですか。

◎上村委員長 堀場福祉課長。

◎堀場福祉課長 一応、TMOの関係会社である三輪工業所も含めまして、現実的には、見積もりをとりながら、事業の方は展開をしております。委託をしております。ですから、比較をしまして、TMO自体も業者として認定していかどうかという部分の見解ですけれども、一応、TMOの事業の中には、そういった部分の事業につきましても実施をするというような、たしか規約になっていたと思いますので、法的な部分といいますか、そういった部分からは抵触はしないかなと。委託先としても、選定の段階での抵触はしないと。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 僕が言いたいのは、TMOは市が出資しておるんですね。TMOというのは中心市街地の活性化のためにその役割を果たしてもらいべき組織なんですよ。だから、余分な仕事やっとならんと、活性化のために頑張ってもらわないかんわけですね。それをてめえのところは金稼ぐために、こういうことをやるというのは、要するに本来の職務がおろそかになる可能性があるわけです。そこを行政があんまり手とり足とりやらん方が、TMOのためにもいいんじゃないかということをお前は言いたいわけなんですけど、その点どうですか。

◎上村委員長 堀場福祉課長。

◎堀場福祉課長 業者の選定という話になってきまして、有資格かどうかという選定の基準、それを基準にして、担当課の方は考えておりますけれども、今、山田委員おっしゃられるところも重々理解はできる部分もございますので、今後検討していきたいというふうに思います。

ただ、実は今、今回当初予算の中で、大型の工事ということで、水槽に実はこれ大型工事を実施させていただく予定にしております。したがって、今、現行、非常に建設年度につくりましたいわゆる鉄製の水槽を利用しております関係上、やはりこれは腐食が発生しております。そういった関係で、水質の保全というのは、当然必要な重要事項でございますので、現在はそういった委託業務を行っておりますけれども、ただ、この工事が終わりますと、現実的にはステンレス製の水槽に置換をさせていただきます。そうしますと、そういったいわゆる清掃業務そのものがなくなるというわけではございませんけれども、安全性の部分、いわゆるそういった部分から考えますと、ここまでの委託業務をする必要はなくなるかなというふうには考えてはおります。ですから、21年度以降、早い段階で、今の現段階での予定でございますけれども、予算でお認めをいただければ、9月までには水槽の方を取りかえをしたいというふうに考えております。したがって、年1回の点検になっておりますので、年1回の点検項目ではございますけれども、それまでは委託契約の中で執り行っていく必要はございますが、その後、大きな点検につきましてもは不必要かなというふうには考え

ております。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 その辺、適切にやっていただきたいと思います。

続いて、88ページの19節負担金補助及び交付金の中の子ども会の補助金の関係ですが、一律の支給で、例えば老人クラブの補助金は人数を管理して補助してるわけなんだけど、子ども会は人数が多かろうが、少なかろうが、一律で、ちょっと制度として不公平じゃないかということ指摘してきたわけなんですけども、新年度はそこを見直して支給されますか。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 実際、本年度まで定額給付という形で1団体幾らということやっておりましたけども、ご指摘があったということも踏まえて、基本部分と、あと人数割等ということで、ちょっと見直しを図っていきたいと思っております。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 ありがとうございます。ぜひ、公平な制度として、運用していただけたらと思います。

それから、153ページのネットワーク機器借上料ですが、これは過去、いろんな議員からも指摘があったと思いますが、NECの随契でしとるわけですね。約1,000台だということですが、入札して、やっていただけますか、今後は。

◎上村委員長 中田庶務課長。

◎中田庶務課長 来年度から全部じゃなくて、一部分の契約に関しまして、当然、新年度に向かって契約に入るわけですけども、入札によって行っていきます。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 全部じゃないと思うんですけど、ちなみに何台ぐらいを想定してますか。

◎上村委員長 中田庶務課長。

◎中田庶務課長 ちょっと正式な数字はありません。100台ぐらいだったと思いますけども、後でまた正式な数字を出したいと思います。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 ぜひ、そういう取り組みを続けていただきながら、最少の経費で最大の効果をとということで、しっかり競争の原理働かして、やっていただければと思うんですけど、その点指摘して、この点については、質疑を終わります。

あと1個、175ページですが、報償金の中で、伝統的建造物群保存審議会委員報償金がありますが、これは、今具体的にどういう状態にあるんですかね、このテーマに関して。どうということを目指して今、もちろん伝統的建造物群保存地区の指定ということなんですけど、現状と今後の見通しを伺っておきたいですが。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 伝統的建造物群保存審議会委員報償金ですけども、今年度ですけども、平成21年度に伝統的建造物群保存条例の制定をする考え方でおります。保存条例のときに必要となります伝統的建造物群の保存地区を決定するためのモデル地区の範囲や保存計画の内容をご審議いただくものでございます。歴史的風致維持向上計画というものもあります

し、伝統的建造物群保存ということも含めて行っていきたいと思います。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 そうすると、これは新年度、新規で設置される機関ということですね。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 おっしゃるとおりです。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 僕もこのテーマが、前から議会でもいろんな議論がありまして、方向性としてはわからんではないわけなんですけど、地域のこういう問題に対する熟度といいますか、やっぱり地域住民の皆さんの意識というのが非常に重要なテーマだと思うんですけど、そこら辺がどうなんですかね。条例制定していくということですが、どうでしょうその辺は。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 ご承知だと思うんですが、本町・中本町地区につきましては、伝統的建造物群保存地区にさせていただきたいという要望は平成19年度に上がってございますが、あと、それ以外の地域に、そのところまではまだ熟度が高まっておりませんので、文化庁の方に聞きましても、狭いエリアじゃなくて、まずは重伝建といったものを視野に入れながら、広い範囲で検討していく必要があるかという意見もいただいておりますので、ほかの地域への補助金なんかも必要になってくると思っております。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 ほかの地域への説明という今のお話でしたけども、ちょっと確認なんですけど、とにかく本町、中本町だけということじゃなくて、もうちょっと広いエリアでその指定を考えていきたいということで理解していいんですか。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 まず、第1段階は、本町、中本町の方でということで考えております。

次に、もう少し広いエリアということで、説明しながら皆さんの熟度を高められればと考えております。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 第1段階で本町、中本町ということですが、さっき、国の方は狭いエリアでは、いかがなもんかみたいな話があったような話もあったんですけど、これ本町、中本町だけで、とりあえず国は、とりあえずここだけでは認めてくれるんですか。

◎上村委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 今、伝統的建造物群保存地区の話なんですけども、国の指定の中では、国の補助を受けるためには重要伝統的建造物群保存地の指定というのが必要になってきます。現状の中で、国が重伝建のエリアにするには、もう少し、今当初犬山市が想定してた以上に広い、要するに大本町、西函師を入れたエリアを一体的にやることによって、重伝建の可能性があると、なるとは言ってませんが、可能性はあるということです。ですから、当面、私どもとしては、まず本町通り、住民の皆さんの要望を受けてますので、まず本町通りを伝建にして、伝建というのは、別に国が指定するわけじゃありませんので、都市計画決定を犬山市がしていくものですから、まずは、とりあえずまず先に本町通りを伝建に指定していく、そ

れから住民の皆さんの意見を広げて重伝建に移行できるように今後していきたいというふう
に考えてます。

以上です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 私は105ページ、それから106ページ、ちょっと3点お尋ねしますけど、先ほど小
林委員の方からも、温泉水輸送委託2,522万6,000円、これ出ておりますけど、去年はガソリ
ンの高騰やらで上がりましたが、今は大体100円そこそこで、結構落ちついたりかなと思
うんです。この新年度の中で、多少は上がってると思うんですけど、今までの経過、どんな
形で変わってきているか。

それから、その下の106ページでありますけど、入湯券自動券売機借上料、これ110万
6,000円、これちょうど入り口のところに2台ありますよね。これが毎年借り上げてやって
みえますけど、もうこれ10年になるんですね。こんなものは、初めから買い込んで、あとは
その券のあれを補充すればおさまると思いますし、なかなか10年で、こうやってみますと、
110万円ですから、もう1,100万円払ってきたという形ですけど、そこら辺は、これからやっ
ていく中でどのように考えてみえるか。

それからその下の、工事請負費、営繕工事請負費ですけど、これ2,000万円、先ほど10年
たったから傷んだところを直すということですけど、その中で、私はちょうど、ちょこち
よこ行かしてもらってます。けど、なかなか洗い場が狭い、八つしかないもんですから、土
日なんか、時間帯に行ったら、皆さんが後ろで並んでみえる。そういうような部分、洗い場
の方もどのように考えてみえるのか。それから、お風呂の中に、泡を、全く効き目のない、
ただ出しとるよというような、皆さん痛いところを治したいために、あそこへ入って、腰へ
当ててやられるんですけど、そこら辺ちょっと考える余地があると思いますけど、その辺答
弁してください。

◎上村委員長 答弁を求めます。

鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 温泉水の輸送費につきましては、事業が平成13年6月から始まって、最
初の年度は輸送費がトン当たり4,200円でありました。それが平成14年で、トン当たり3,570
円、平成15年が3,150円、平成16年が2,835円、平成17年が2,100円、平成18年、平成19年い
と1,890円、平成20年度が2,415円で、トン当たり契約をいたしております。

ちょっとこの予算を立てた折は、ちょうどまだ燃料費も高騰して、いわゆる石油科学製品
もかなり高い時期でありまして、入札の折には、その時世に合った価格で予定をしたいとい
うふうに思っておりますのでお願いをします。

それから、入場券の機械でありますけど、これにつきましては、平成19年度でリースの機械
を変えております。非常に数多く使っていただけるもんですから、結構修繕、まあこれはリ
ースですから、修繕料は向こう持ちでありますけども、結構修繕も必要なことも多くて、そ
れを買い取りで修繕かけると、かなり要るんじゃないかなというふうに思っております。こ
れは、2台ですので、この値段でかかっております。

それから、工事費は、委員もよく温泉をご利用いただいて、ご承知だと思っておりますけども、

壁、木の天井と壁になっていまして、家庭用のお風呂だと、昼間は乾かしているんですけども、健康館の場合ですと、ほとんどお湯はりっ放しになるものですから、湿気がとれなくて、かなり腐食をしてきて、一部、危険なところになりそうなどころがあるものですから、この時期に、木じゃなしに、バスリブを使ったものにかえたいというふうに思いまして、今回の修繕をする予定です。

それから、洗い場が狭いということで、本当にたくさんの方にご迷惑をおかけをしています。こういう言い方をするといかんかもしれないですが、土日も含めると1日平均500人の方に利用いただいているんですけども、あそこの機能が、設計では300人とか、350人、400人ぐらいまでの機能として設計がしてあるものですから、土日の多い日ですと800人、900人という方が、ありがたいことなんですけど、お見えになるものですから、どうしても、洗い場が足りなくなるということで、お客様の方からはいろいろご意見いただいております。ただ、例えば浴槽を広くするだとか、露天ぶろを広くするんだとか、洗い場をふやすだとか、こうなりますと、ちょっと根本的に、ふろを全部やり直しになります。というのは、温泉水をあそこで熱交換機を通して温めてるものですから、それは何トンの浴室だから、この熱交換機でいいという、それで量が決まってるものですから、もし例えば1トンでも2トンでも、浴槽を大きくすると、熱交換機から全部かえなくちゃいかんということになるものですから、本当に利用していただいている方は苦情をちょうだいするんですけども、そこまでの大改修をするとなると、根本的におふろのところは、全部作り直した方が早くなるぐらいで、もうちょっとそこまではなかなか今のところ、やるというふうにはなっておりませんので、ご理解いただけますでしょうか。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 ありがとうございます。それから、温泉水ですけどね、これも私どもも初めからそういう協議がありましたし、先ほど小林委員からも犬山温泉と明宝温泉の違いがあるかとか、私らは入ったら、全く変わらんと思います。成分のことは私はわかりませんが、やはりそれは運ぶと大変な時間もかかる、1トン4,000円かかってますからね、それで高速料金払っとるので、それが何とかもらえんかという話もしましたが、その部分は入湯料で、犬山市として大体2,000万円から2,100万円、そのぐらい入ってますわね、これは半分は基金に入ってます。そこら辺は、なかなかまけるのは難しいかなと思ってます。けど、もう10年たつと、2,000万円かかって2億円です。温泉一つ掘るのに1億円、そういうことも考えた中、これからの部分で、これはやはり福祉ゾーンですのでね、そういう中では、健康推進、医療費が犬山市の場合、なかなか高いこともありますので、いかにそういう部分で健康推進とあわせて、そこで掘って、いいプールなんかつくって、検討する中で、ぬく森もありますし、何らか健康推進の方で向かわれた方がいいかなと思います。これは温泉、初めは10トンで運んでましたからね、値段の違いは、私は今12トンで運んでます。そこら辺の違いだけだと思います。けど、現実には上がってるんです。やはりもっと、そこら辺、これからの部分でもう少し、そこら辺をどう考えてみえるかお尋ねしたいなと思います。

それから入場券、これも確かに、古くなっています。そういう中では、見とつても確にかえどきかなと思いますけど、1台でも賄えないような形も見えますので、これはなかなか

経費です。結構かかります。

それから、入り口、フロントのところ、狭いところで2人でやってみえますと、なかなか使い勝手がやりにくいかなと思いますので、そういうシルバーさんたくさん使ってやってみえますけど、これからそういう中、結構夜が、皆さん行きたくても入れない。もう大体8時半ぐらいになると入場をストップして、今、9時ですか、9時半ですね、そんな形ですけど、スタートを午前中をおくらせて、その辺、午前中と時間帯での部分。どのぐらいの、スタート時間は10時からですか、それから夜までの、時間帯での、大まかな部分でいいですので、どのぐらいの時間まで。それとやはり10時ぐらいまでは通してほしいなという声もありますので、そこら辺は、スタートをおくらせて、普通のサラリーマンですと、大体6時半から7時に帰ってきて、ご飯食べて行こうということで、使えませんでね、たくさんは、確かに300円、500円で、大体年間6,000万円ぐらいの売り上げがあると思いますけど、要は、もっとそこら辺の部分で、ちょっと時間帯をずらすのができないのか、お尋ねいたします。

それから、営繕工事の方ですけど、私らは、やはり一緒に入ってお話してみると、もう5センチお湯があつたらいいなと、私ら入りますと、大体このぐらい、肩が出るぐらい、ちょっとお湯があふれるので、出るようにはきってもらったんです。ただ、底がまだ低いもんで、すから、幾ら10人、15人入っても、水が足らんのです。もう少し湯を入れてやられると、きれいに流れますのでね、皆さん気分よく入ってるとは思いますけど、そこら辺、お湯の部分含めて、もう少し、量をいっぱいにしてもらえるような形がとれないか。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 温泉水で、犬山温泉使うかどうかという話で、確かに、出るかどうかという調査は二、三百万円かければできるそうですし、1,000メートルが1億あれば掘れるということなんですが、実際に掘っていい泉質が出るかどうかという問題と、それから自前で温泉を掘った場合の維持経費、機械や温泉の維持経費ということについて、もう少しこれ調べてみないことには言えませんが、明宝に聞いたところによると、かなりかかると。あそこはしかも自噴してるもんですから、くみ上げてということがないんですけども、恐らく自噴しないんでしょうから、そうすると、動力をかけてくみ出す経費を含めると、かなりの経費がかかるんじゃないかという、ちょっとこれは調べてないんで、調べないと確かなことは言えないんですが、そんなことも含めて、今のところは運んでということでありませう。

それから、営業時間について、午前中のスタートを遅くして、夜遅くまでというご意見でございますが、これもお客様の方からも時々聞かれます。ただ、今、現実ですと、8時受け付けの8時半までで、金曜とか土曜、明くる日が休みの前の日は、8時半受け付けの9時までやっていますが、この後、2時間かけて浴室の清掃をしております。ですから、今、シルバーに清掃も、温泉の清掃も委託しておりますが、従業員の帰るのが、終わってから後ろに2時間かかるもんですから、ちょっと市の事業として、今の時間帯が妥当ではないかなというふうに思っております。

結構、丁寧にお風呂の中を掃除するもんですから、それと1週間同じ清掃ではなしに、途中では、浴槽を決めて、浴槽の清掃なども順次やることもありますので、そういうことでちょっと時間がどうしてもかかるということです。

それから、お湯の高さをもう少しということですが、健康的な入浴法は首までつかるとなしに、せいぜい胸の高さまでという、これがやっぱり健康的な入浴法ですので、もともと、そういったどっぷりつかるということを、ある意味ではちょっと想定していないというふうになっておりますので、委員は、健康館使うときには胸のところまでゆっくり長時間つかっていただきたいと思います。

そんなことで、後は、オーバーフローは汚れたときも含めて、頻繁にオーバーフローかけるようにしておりますので、よろしくをお願いします。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 だから温泉水の輸送の方で、私はそういう中では方向性は犬山市でもらうのか、自分とここで掘るのかという判断が要るんだと思いますけど、犬山温泉からいただくと思うと、今は100メートルのところにポンプがあるんですね、それで100メートルであれば大体先ほど言われたみたいに250万円から300万円、そういう経費でやれます。そういう中では、多分話し合いがされとらんのだと思いますけど、再度また、いい話し合い、そういうことが、犬山市の5件の旅館で年間2,650万円ですよ、経費、お湯代を含めて、それで5件の旅館がやるとるのに、犬山は一つの温泉、これだけで2,500万円かかっている。いかに高いおふろを提供しているか、私はそう思いますけど、またそういう部分も含めて、大いに検討していただきたい。

以上で終わります。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

堀江委員。

◎堀江委員 私の方から85ページの介護サービス事業費の委託料、地域包括支援センターサブセンター運営委託料、これについて、中身ですね、どんな内容の支援をしてみえるのか聞かせていただきたい。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 内容についてということですが、こちらにつきましても、介護予防のための介護予防プランというのを作成をしております。介護の中には、要介護者と、あと要支援者、軽い方と、それから重い方ということで、大別して二つございます。要介護者に関しては、介護支援専門員というのが市内に居宅介護支援事業所というのがございまして、そちらの方でケアプランつくることになります。要支援者につきましても、地域包括支援センターの方でその予防プランというのをつくることになっております。こちらの方が実際、単価が4,120円、これは継続の場合、それからあと新規の場合はそれに3,000円加算ということで、介護報酬としていただいておりますけれども、それを市内5カ所に委託しておりますサブセンターの方に、介護報酬を受け取って、そのまま委託料として支払ってらるものでございます。

以上でございます。

◎上村委員長 堀江委員。

◎堀江委員 今、おおむねのことは理解いたしました。

それと、包括支援というのは、今度、平成21年度から、再度新しく3年間ぐらいやるとい

うこういうことですか。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 この制度は平成18年に制度改正がされまして、そこで3年目を過ぎました。新たに介護報酬が、今回設定をされまして、基本的にはそれがまた3年間続く形になります。これは、介護保険の事業計画がちょうどことし確定し直しの年で、来年度から新しい計画に入りますけれども、そのタイミングに合わせて通常は介護報酬が改定をされます。この地域包括支援センターにつきましても、3年前に設置をされまして、今回大きな法改正がございませんでしたので、基本的にはこの制度がそのまま続くものということでご理解いただきたいと思います。

◎上村委員長 堀江委員。

◎堀江委員 今、平成18年からということですが、過去3年間にどんな利用状況できたかということ、そしてその利用状況の中で、何か学んで次に、つなげていけるようなものがあればね、法律的な部分は抜きにして、介護ということに関して、この3年間の部分の利用状況と、それからそれを踏まえて次につなげていけるものがあればお聞かせ願いたいと思います。

◎上村委員長 松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長 申しわけございませんが、3年間というデータを持っておりませんが、平成19年度の実績で申し上げますと、介護予防プランを作成したのが3,218件、これは継続でございます。あと、新規が181件、地域包括支援センターにつきましては、それ以外に権利擁護でありますとか、あと虐待への対応とか、そういったものをしておりますので、虐待への対応で申し上げますと、昨年はずっと17件だったと思いますが、虐待の対応をしております。

あと、総合的に地域からの相談事業というのも受けておりまして、本会議の一般質問の方で、委員長の方からちょっと質問がございましたけれども、来年度、もう一つあります在宅介護支援センターという総合相談業務を扱うところがございまして、そちらと共同いたしまして、窓口を確立をしていこうということで、総合的に市民にわかりやすい窓口を一つにしていきまして、その中でふえてくるのは、高齢者に対する、まずは相談業務ですね、どこに相談をしたらいいかというのを明確化をさせていただいて、相談業務を確立をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

大沢委員。

◎大沢委員 何点かにわたって、広く浅くお聞きしたいんですが、102ページ、妊婦、乳児健康診査の委託料、そのほか、これにかかわる資料につきまして、制度の変更によって大幅に回数がふえるわけなんですけれども、まず、これ先に職員体制としては、パートさんを何人かとか、何人と何人というような体制で当たられるんですか。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 現在の妊婦健診等の事務に携わっているのは、パート1名です。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 それは回数がふえても、専属で当たられる方というのはパート1名で。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 どのくらいの、今まで5回が9回ふえるわけですので、どのくらいの事務量が吸収できないのかというまだ見定めが出ておりません。今は、課全体の正規、パートで対応ができないかということで、もし事務量的に対応ができないということであれば、さらにパートの増員について検討をしていく必要があると思います。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 健康推進課で、総合的にこの関係の事務処理に当たられるという、そういう対応になるだろうかと思うんですけども、よく本当に大変な、いろんな今の時代に合った対応をなさるといって大変なお仕事をなさっているのが健康推進課だというふうに私は思うんですけども、正規の職員の方ですね、パートさんの事務も統括してやられるわけなんですけど、やはり事務処理も専門的なんで、その体制を何といいますか、もうちょっと厚く、私はした方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、もし何か体調悪くなられたりとかいうことになると、今度事務処理とか、そういう部分に影響が出てくるんじゃないかなと思うんですが、その辺、私の危惧はどんなもんでしょうか。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 乳児健診のことにつきましては、レセプトにかかわるものといいますか、医療機関から1件1件、送ってくるわけですけども、その資格者チェックをするということで、その人がちゃんと市内の人かどうかという、そういった資格チェックをして、間違いがないかということをやっているわけですけども、先ほど言いましたように、できるだけむだのないようにということではしておりますが、今現在もそんなに余裕があるわけではありませんで、9回ふえたことによる事務量の増加について、できるだけ早期に比べて、ほかの業務に支障がないように検討したいと思います。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 ぜひよろしくをお願いします。

157ページ、小学校の図書購入費400万円ですけども、これ小規模校、大規模校といえますか、あると思うんですが、この各校の内訳が、どういう配分になっているか、わかればお願いしたいと思います。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 具体的にまだどの学校に幾らというふうには出ておりませんが、これまでの経緯をちょっとお話しをいたしますと、まず各学校の学級数がございます。それから蔵書基準というのがその学級数に合わせて基準値が出てくるわけでありまして、それと比較して、現在蔵書数が幾つあるかということを出します。そうしますと、1人当たりの冊数が、1人当たり何冊あるかということが出てまいりまして、整備率というのが何%かということを出てまいります。例えば、平成20年度の様子を見ますと、犬山北小学校が69%、犬山南小学校79%、城東小学校が71%、今井小学校130%、栗栖小学校129%、羽黒小学校が72%、楽田小学校73%、池野小学校が115%、東小学校が66%ということではございます。この整備率と要整備冊数との比較によりまして、一律学校に幾らということではなくて、できる限り整備率

が100%に近づくような形で金額を割り振っていくというのが現状でございます。大枠、この400万円という金額が見込んであるわけでありまして、実際には平成20年度が終わった段階で整備率がまた変わってまいりますので、それに合わせて各学校で配分すると。例えば、去年ですと、犬山北小学校が43万3,000円、犬山南小学校は42万2,000円、城東小学校が51万円と、ざっと出てきまして、小規模校でいきますと、今井小学校が24万6,000円、栗栖小学校が23万5,000円、楽田小学校なんかですと大きいもんですから、53万2,000円ということで、一律配分ではなくて、整備率に合わせたところでこの400万円を振り分けていくというのが現状でございます。

以上です。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 今、整備率、数字だけお聞きすると、小規模校は100%に達してるところもありましたね、130%、129%というように。すると、そこは入れなくてもいいのかなというふうに思うんですけど、そういう問題では、単に数字だけの問題じゃないですよ。それと、あとは整備の中で入れるものと、また時代に合わなくなったものとか、不適格だと思われる物の廃棄というの、もちろん検討されると思うんですけど、ちょっとこっちの廃棄について、ちょっとお聞きしたいんですけど、それは司書さんいらっしゃるわけなんですけど、それが教育委員会、統括してる中で、何かある基準を持って、このぐらいの年代になったら、この辺のやつは廃棄するとか、そういうのは基準があるか、それかまた、各司書さんの判断でそれをやられるのか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 当然、人気のある図書というのは、貸し出し頻度が高くなりますので、傷みも早くなりますので、実際には廃棄の年数を待たずに、古くなった本を廃棄して、同じ本をまた購入するというのも現実的にはあるわけでございます。なかなかそのあたり難しい問題がありまして、一律何年でどうこうというような基準は定めておりません。各学校が本の傷みぐあい、また傷んだからといってすぐに廃棄をしてしまうわけではないんですけど、司書の皆さんは、市立図書館もそうなんですけれども、傷んだ本に手を加えて、ちょっと強度を高めてまた貸し出しをしたりするというようなこともやっておりますけども、なかなか図書費が十分な金額、配分ができないもんですから、すぐに廃棄をしまうということではなくて、できる限り、傷みを補修して、できる限り長く子どもたちに読んでいただけるようなことをやっております。

ただ、物によっては、例えば、少年朝日年鑑だとか、年鑑物ですと、その年、その年でデータが変わってまいりますので、これについては、例えば社会科の授業で1学級分、例えば30冊購入したとしますと、30冊ずっとまた置いていくと、かえって、ほかの図書が入ることができないというふうになりますので、これについては、例えば数冊残しといて、あとは廃棄をしていくとか、一律どうこうではなくて、時と場合によってそういった対応をしてるのが現状でございます。

以上です。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 続いて、大体予測はできると思うんですけども、170ページの図書購入費1,330万円と、そのすぐ次、171ページの視聴覚資料購入費40万円についてですが、新庁舎ができるに当たって、多少なりとも市立図書館のリニューアルということになると思うわけですが、これはリニューアルに当たって、何かあるコンセプトで、何かのシリーズは新しく補強するとか、そういうお考えがあるのかどうかをまずお聞きしたいのと、その次の視聴覚資料購入費40万円というのが、この分野のところ非常に寂しいという印象を私は受けておまして、その辺のご認識をお伺いしたいのと、あとせっきやくのリニューアルなんで、犬山、明治村を中心に、いろいろ映画とかテレビドラマとかにかかわることがあるので、そっちの入り口として、かかわった映画だとか、犬山が登場するものだとか、そういうコーナーをつくっていただけたらありがたいなというふうに思うわけなんですけど、それに関してのご答弁をお願いしたいと思います。

◎上村委員長 掛布生涯学習課主幹。

◎掛布生涯学習課主幹 まず、図書館費のことですけど、再三議会の質問の方でもしていただきまして、昨年度も、少しなんですけども、30万円増額していただきました。それで、今、先生がおっしゃるリニューアルに対してどういうふうに考えてみえるかというご質問なんですけども、結局、ここの図書館の教育委員会の出た後に対して関連の予算はありません。来年度の予算は今の、そういったあるところの新しい巻の冊数の増冊ということでは思っています。

それと、DVDとビデオなんですけども、若干、おっしゃるとおり、金額的に不足してま

+

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 額は、多少でもふえるといいなという希望はあるわけなんですけど、選考と、ちょっとでも犬山の図書館として特色のある部分を出していただきたいという思いで、そういうコンセプトづくりを、何かきっかけにならないかなというふうに思って先ほどのような指摘をさせていただいたわけなんですけども、続いて、ほかのセクションと連携をとって、やっていただきたい。

また、この視聴覚資料というのは、どうしても先ほどおっしゃったように著作権の問題が絡むものですから、館内の視聴のものでいいと思いますので、館内でちょっとそういうアピールをして、図書館を利用されるのは、市民の方はもちろんなんですけど、市民の方でない方のご利用というのもあると思いますので、そういったちょっと犬山の顔というのを意識して、これからいっていただきたいなというふうに思います。

次の質問、175ページの文化史料館のリニューアル計画策定委託料、これからリニューアル計画をつくられるということかと思っておりますけども、これも大きな意味でのコンセプトですね、そのあたり、先日の議会、本会議の方でも、からくり別館ですか、あちらの議論もありましたけども、あちらの別館の方の方向性も含めて、どういったコンセプトでリニューアルをされるのかお聞きしたいと思います。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 史料館ですけども、まず第一義的には、建物が老朽化しているのがもとの発端でございまして、この際、史料館、昭和62年に建築しまして、築22年がたちます。史料館のあり方も変わってきているということで、当初は、あそこは今車山があるわけなんですけど、もうそれ以降どんでん館ができて、あそこで車山を見せるようになったということになります。そして、どんでん館で車山を展示しているわけなんですけども、史料館でも展示しているということで、観光客がどんでん館まで行かないということもあります。できれば、どんでん館で見ていただくということがあります。それから、もうあと、中の施設的なものもありますけども、史料などの保管場所の収蔵庫に空調がきかないということもあります。それから、最近、観光客、外人の方が多いわけなんですけども、史料館のトイレは洋式でないものですから、そういうようなものも、当然、計画の中で計画していかなきゃいけないわけなんですけど、今回のこのリニューアルというのは、プロポーザル方式で、業者からの企画提案を受けて、提案内容のすぐれた業者を選定するというようなプロポーザル方式でやるということです。プロポーザルを行うに当たって、基本的な史料館のあり方という方向ですけども、史料館に指導員として学芸員の方がお見えですので、史料館の基本的なコンセプト、それを考えて、業者に出すときには、それをもとにプロポーザルをやりたいなと思っています。

今、具体的にきちっと決まってないんですけど、別館の費用が結構かかっておりますし、あそこにパートさんもおります。そんなことも含めると、全体で光熱水費なんか含めると、1,000万円近くかかるということもありますが、別館のあり方ですか、あと、本館というか、史料館の本館の方にも、車山がありますので、とりあえず車山を出したり、そういったことも検討しながら、研究していきたいなというふうに考えております。

◎上村委員長 大沢委員。

◎大沢委員 もちろん、プロポーザル方式の前にコンセプトがあるというのが前提でお聞きしたわけなんですけども、桜の木をとっちゃったりとか、あの辺環境も大分変わってよくなりましたよね、先ほど、観光客の方が、どんでん館の方で車山を見ていただくので、あそこの車山の展示については、ちょっと考えようかというようなお話もあったと思うんですけども、となると、もうちょっと突っ込んで、何かお考えといたしますか、現時点でおありでしたらお聞きしたいと思います。

◎上村委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 一つは、先ほど話にありましたように、特に、その拠点となる史料館と別館をすべて含めた中でのそういうコンセプトがあると思います。今、随分時代が変わってきて、城下町の中も変わってきたということで、実は私ども考えておるのが、犬山の町家文化、犬山焼とか含めて、そういうものと、あと武家文化、白帝文庫があるんですね、犬山城白帝文庫が財団化されたということで、そういうものも含めて今まで、まあ随時はやってきたんですけども、そういうものもきちんと、その中で展示ができると、そういうことを今後史料館の中で行っていききたいということと、先ほど課長から話がありましたけども、犬山祭の車山があそこにあると、車山を見て帰るとということで、車山を見たらどんでん館まで行かなくても、そこで帰られる、そういうのもありますので、それも含めて、できるだけ車山を

外に出して、町家文化、武家文化というものを大きな核にすると、そういうふうに考えております。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

岡委員。

◎岡委員 97ページですけれども、生活保護、ここに来て、派遣切りを初めとして、職を失い、住居も失うというような事態を含めて、全国的に生活保護という、最後のセーフティネット、生活保護で立て直していくその道を選ばざるを得ないという事態が広がってるんですけども、ここで扶助費が前年度135万3,000円増という状況なんですけれども、最近のいろんな生活相談や何かの中で、大丈夫なのかどうかね、逆に言うと、申請は全国いろんな自治体の中でも、申請をできるだけ抑えろとか、そういう自治体もあるわけなんですけれども、申請は憲法に基づいて、当然の権利なものですから、申請は受け付けながら、審査は的確に進めるということが求められると思うんですけども、そういう点の状況等含めて、これに当たっていく基本姿勢をちょっとお示しいただきたいと思います。

◎上村委員長 堀場福祉課長。

◎堀場福祉課長 まず、予算の関係でございますけれども、今、委員おっしゃられるとおり、前年度比較でいたしますと130万円強の規模の増加になっております。しかしながら、本年度の4億2,700万円につきましても、おおむね推計をさせていただきますと、約3億8,000万円ぐらいの、いわゆる決算見込みになろうかなというふうに思っております。したがって、いわゆる予算の枠ということだけでいけば、この金額で、まだまだ対応は可能かなと思います。ただ、今後、いわゆる派遣切りの状況がどういうふうに進展してくるかによりまして、やはり今現行の予算の中では不足するというような事態になれば、やはりこれは先ほどおっしゃられるとおり、これはセーフティネットでございますので、応分の補正予算の計上というのも、当然、視野に入れて対応せざるを得ないかなというふうに思っています。

状況の関係でございますけれども、派遣切りが発生いたしまして、12月以降、前年度と単純に比較をさせていただきますと、本年度、12月から3月、先週までぐらいということでご理解がいただきたいんですけども、相談といたしましては、77件ございました。そのうちの、いわゆる派遣の方の相談件数が44件でございます。

平成19年度、同月の状況は、いわゆる12月から4月まではどうであったかということになりますと、総数でいきますと21件、このうち派遣が1件でございます。したがって、やはり経済状況を反映して、いわゆる相談自体もふえておりますし、当然その中に占める派遣切りの方の割合もふえているという状況ではございます。ただ、その方の中で保護につながったかどうかという部分からだけの数字で申し上げますと、現段階で保護申請を受け付けたものが、いわゆる17件ございます。このうち、派遣切りの関係につきましては1件。昨年度につきましては、13件で、これはほとんど一般の方というような状況でございます。

ただ、派遣の方につきましては、今問題になっているのが当面生活するお金がない、現実的には労災の関係で、保険の適用があって、保険も受給ができる資格を持ってみえて、ただ、その受給までの期間、実は資金的に困窮しているというような状況もございますので、実はご案内かと思っておりますけれども、既に、本年度につきましても、社会福祉協議会の方が、い

いわゆる特別な貸付枠というものを実は設けさせていただいております。名称といたしましては、雇用準備資金というような形のもを、社会福祉協議会の独自の貸付制度という方とられております。これにつきましては、愛知県社会福祉協議会の方が緊急小口資金という制度を設けておりますけれども、やはりこれには何かと足かせがついております。保証人が要るであるとか、住民票がなければいけないというような足かせがついておりますので、即時その資金を活用できないような方につきまして、当面、その資金の借入れができるまでの間を貸し付けるということで、3万円の枠になりますけれども、一応、無利子で貸し付けをさせていただく予定でおります。

現時点で今その資金を活用してみえる方は3名お見えになります。そういったような部分から、こちらの方の制度につきましては、保証人の方も必要といたしておりませんので、比較的借りる要件としては、随分緩和されておりますので、運用がしやすい仕組みにはしてあるというふうには思っております。そういった形で、今対応をさせていただいているのが実情でございます。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 社協の独自の貸付枠、私も相談受けてという実際には、やはり厳しく対応をしているという、保証人もない人に貸すわけですので。そういう点でいうと、いずれにしても相談にはきっちりとしてあげて、窓口のところで対応を、拒絶するようなことのないようにしっかりと対応をしてほしいというふうに思いますので、その点だけ指摘しております。

98ページの訪問看護ステーションの運営協議会の委員会がスタートするわけですが、これはいつスタートするのか示してほしいんです。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 平成21年度の早い時期にスタートをしたいというふうに考えております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 102ページの妊婦健康診査ですが、ほかの自治体でも初回の検査ですね、これ4回するときから、初回を無料にするような制度導入すべきだということではあったんですが、14回になった中でいうと、初回を1回というふうに切りかえて、一番最初お金がかかるわけですので、それは無料にできる、妊娠してるとわかったら無料にしていくというふうに、制度としてきちっとやって、知らせるといことが大事だと思うんですけども、その辺どういうふうになっているのか。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 この14回は従来どおりのやり方での14回であります。それで、これは国の方がいつの時点でそれぞれ妊婦健診を受けるかという基準も示されてまして、何週目ごろ、何回目とか、そういう基準も示されております。委員言われるように、初回を無料にするというふうには、現在のところこの予算ではなっておりませんので。ただ、全国的には、最近そういう自治体もあるということは承知はしております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 その初回、赤ちゃんができてくるかどうかという検査に2万円とか、3万円とか、かなり金額がかかるんですね。ここを補助してほしいというのがやっぱり切実な声ですので、

近隣では岩倉市がそういうふうにあります。やるというふうに、ここは私確認してきましたので、岩倉市の制度を含めて、そういうふうに犬山市が、実際この補助制度、無料になったわけですから、そういうことができるように早く検討して導入すべきだということを思います、いかがですか。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 岩倉市がこれを始めるというのは、ちょっと私は聞いておりませんが、一度よく研究をしたいと思います。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 ちょっと、前後しちゃいますけれども、今のはぜひ初回を無料でできるようにということで、早く検討して、早く判断してほしいと思います。

前後しますが、89ページですが、これ保育所費の賃金で、特に調理の方の賃金のパート職員賃金なのかな、学校の方の給食の一部パートの職員賃金があると思うんですけども、本会議で追加議案の関係で、質疑をしましたが、第39号議案との関連で質疑をしましたが、この勤務時間が1日8時間から7.75時間ということで、全体としては労働時間の短縮と待遇の改善ということで、昼休みが1時間ということで、非常に歓迎すべき変化だというふうに思ってるんですけども、ただ、一つだけ、今まで給食の調理業務のパート職員が8時間分から7.75時間分というふうに、1日の労働時間の短縮に伴って、賃金も下がるよということで、実際、そこでサービス残業がないように、実際に勤務の仕事量は変わらないわけだから、残業が発生したら、残業をちゃんとカウントして、残業時間として支給すべきだということを本会議で質疑したら、市長公室長はそういうふうにしますと、5分単位でカウントして1カ月まとめて残業分として支払うということで答弁いただきましたけども、これの残業は、予算に入れられてない、というか、僕は見えないんですけども、どうなってるんでしょうか。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 今賃金ということで、調べましたところ、確かに7.75時間ということで、月に11日、15日勤務の調理員の方が26名見えるということと、あとパートの保育士の方で、4名、合計30名ということで、金額的には1日、それぞれ266円と256円が減額になってくるということになるわけなんですけども、その分がまた、今言われたように、超勤をされた場合については、うちの方で超勤を見ていくというつもりではあります。また、実際、稼働時間について、15分短縮してるわけなんですけども、その辺、その15分短縮で、いけるかどうかについては、実際に現状を見て、園長も含めまして、実際8時間働くか、7.75時間にするかということは、ちょっと見きわめていきたいと思います。もし、超勤が発生すれば、超勤した部分については、超勤部分を支払うという形で行っていききたいとは思っておりますけれども。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 そうすると、時間外勤務が発生して、時間外勤務手当を払う場合には、パート職員賃金の中に時間外手当も含む、これこの上にあるのが保育所費の職員手当等と書いてある時間外勤務手当646万7,000円というのは、あくまで正規職員の時間外勤務手当じゃないのかなというふうに思ってます、パート職員の時間外勤務手当というのは、ここから出るのか、それとも発生した場合には、とりあえずパート職員賃金の1億2,738万7,000円ですか。ここ

から出てくるのか、どういうふうに予算上、執行していくんですか。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 実際に8時間勤務ということで、パート職員の方はまた8時間勤務という形じゃないもんですから、時間が8時間から7.75時間という形に、パートさんは発生してこないと思っております。中に、8時間勤務ということで、臨時的任用職員、この方が一応8時間勤務の対象になってきますので、そちらの方で対応したいとは考えておりますけども。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 調理業務の、今まで8時間勤務だった方が7.75時間に1日の労働時間が減るんですよ。仕事量は減らないと思うんですよ。ですから、当然ここでパートだからといって、ぱっとやめて、あともう正規の職員でもって、あとやってちょと言って帰るといふふうにはできないんじゃないかと思うんですね。本会議でも言ったように、どうしてもサービス残業的になっちゃうわけですよ。ややもするとね。帰る時間だけは合わせたいんで、昼休み、ちょっと早目に仕事始めようかということが現場で起きてくるというふうに思うもんですから、そうでなくて、そういうことであれば、7.75時間の正規のパートの勤務時間でいいですよ。ただ、仕事量がそれだけあるわけだから、その分、発生したら、残業は残業としてちゃんとカウントすべきだということで本会議で言って、人事管理の市長公室長はそうすると言ったわけですから、そうするならそうするで、パート職だけでも、7.75時間を越えた部分は残業としてカウントして、トータルして1カ月分支払ってあげなくちゃいけないわけでしょう。それをちゃんとやらないかんじゃないかと思うんだけど、その予算は僕には見えてないんだけど、どうするのっていうことです。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 今、パート職員という、パート職員賃金というのは、8時間勤務になってないもんですから、パートさんについては、例えば、4時間とか、5時間とか、そういう勤務の範囲内で単価が決まっておりますので、そういう時間が少なくなるとか、そういうことは発生しないと思います。

その中で、臨時的任用職員の方が8時間勤務から7.75時間になりますので、その分については、園長の方できちっと見きわめて、実際カウントしていく、賃金の方を支払っていきたいとは考えております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 ごめん、じゃあ僕の勘違いだったね。臨時的任用職員の方が7.75時間の調理業務に当たってるということですね。その、残業が、時間外勤務が発生した場合には、その予算は、この、とりあえず臨時的任用職員賃金の中から出すのか、それとも残業分というか、それは項目を起こしておかなくていいのかどうかということなんです。見えてないもんですから、支払うよという本会議の答弁はあったんですけども、見えてない、予算に組み込まなければできへんやということになるので、ここで見るよということでもいいわけですか。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 今、おっしゃられたように、臨時的任用職員賃金の中からというふう

に考えておりますけれども。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 時間外勤務手当も、臨時的任用職員賃金の中から支出していくということで、サービス残業がないように、今後運用していったほしいというふうに思いますので、学校のこの調理業務についても同様というふうでよろしいでしょうか、ちょっともう一遍、済みませんが、中田課長の方ですか。

◎上村委員長 中田庶務課長。

◎中田庶務課長 私の方も、学校や幼稚園がありますので、同様に、サービス残業が発生しないように、もしも残業が発生した場合には、流用なり対応していきたいと思っております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 その点、確認して、次の質疑をさせてほしいと思いますが、学校給食のところへちょっと飛んじやったもんですから、前後しますけども、学校給食を各校の運営から、犬山市の一般会計の方に組み入れた運営にしていくというふうに思っていて、私はこの新年度から歳入の方にもそれが上げられ、歳出の方でもそういう形が出てくるのかなと思っていたんですけども、ちょっと見当たらないんですが。今年度から始めるという話じゃなかったんですかね。

◎上村委員長 中田庶務課長。

◎中田庶務課長 平成21年度から給食の会計を市の会計の中に組み入れるという方向で、約半年間研究してきたわけですけども、今、学校の事務量がすごくふえるということと、一番は振込手数料が非常にふえて、逆に負担をふやしてしまうということ、それから今国の方で一つの流れがありまして、学校給食の賄い材料費というのは、100%保護者の負担ということになってるんですけども、ある一定の行政の方から援助できないかというような、そういう国の方針も出されてるわけなんです。そういういろいろな流れの中で、もう1年研究してみようということで、今回は延期したということになりました。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 平成21年度からっていうふうに言っていた中でいうと、全協なり何らかの資料で、そういうのを示してもらわないと、あれどうなっちゃったということになるもんですから、予定していて、ほかの事業もそうですけども、一定そういう予定してるよということを表明した中で、いや、ちょっとそうした事情で、こうした事情で延期するよってことは、また議会の方にも、どの事業もそうですけども、示してほしいなというふうに思いますので、これはここ、教育委員会と健康福祉部だけでなく、全般にわたって、ぜひそういうふうに運営してほしいですので、部課長会議か経営会議か、しかるべきときに、その旨、だれからでもいいですから、発言しておいていただきたいと思えます。

◎上村委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 私の方から話をしておきます。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 157ページの羽黒小学校改築事業ですが、地元からすれば待ちに待った事業がようやくスタートするということですが、それで基本設計者選定委員報酬金ということで生まれ

てますけども、これずっと、広報にも出されたような形で、学びの学校づくりが進められるわけですが、基本設計と実施設計と、それぞれ3回に分けて南舎から始めていくわけですが、これは一括、この設計者を一括選定していくというふうに私は理解してるんですけども、それともそうでなくて、違うんだよと、それぞれの校舎、三つの大きな事業になりますから、それぞれ分けてやっていくんだよということなのか、学びの学校づくりという一貫した主張のもとに一括設計を委託していくというふうに、その設計者を選定していくというふうに理解していいのかどうか。ちょっと確認でお願いいたします。

◎上村委員長 中田庶務課長。

◎中田庶務課長 岡委員のお見込みのとおりでして、一括して業者に委託していきます。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 先ほどの168ページですが、先ほどの大沢副委員長の質疑とも関連するんですけども、この図書館費で、教育委員会が新庁舎に移った後、丸ごと図書館にすべきだということを提起してもらって、そのとおり進めていくというふうだったんですけども、その図書館の改修の予算が組まれていないんですけども、改修のこの計画を立てて、一定の予算計上をしていかなきゃいけないですね、これ秋にはいなくなるわけですから、そのままあけたままじゃなくて、やっぱりこの年度の中で、丸ごと図書館として市民にいろんな形で使っただけのようにすべきだと思うんですが、改修費用を僕は予算計上あるかなと思って期待してたんですけども、ないものですから、これどうしていくのか、ちょっとご答弁がいただきたいなと思います。

◎上村委員長 掛布生涯学習課主幹

◎掛布生涯学習課主幹 新年度の予算には、まだちょっとかたまってない状況なんですけども、政策会議にかけて、うちとしては、委員のおっしゃるように、丸ごと図書館というふうに考えてますけども、全庁的なことになりますので、まだ方向性が、細かい部分でまだかたまっていないような状況です。ですので、うちとしても、そういうふうにしたいという思いで、政策会議でも話題になりまして、そのような形になってますけど、今年度は、この新年度予算にはまだちょっと上げてない状況です。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 ぜひ、補正予算で期待しておりますので。

175ページですが、東之宮古墳の整備委員会の報償金が組まれています。将来的にこの東之宮古墳の整備を進める中で、青塚古墳のように、ガイダンス施設というんですかね、展示がそういう施設というのを並行して、委員会の検討がされているのかどうかだけお聞きしたいと思います。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 まず、東之宮古墳ですけど、3カ年発掘調査が終わりまして、今年度は測量調査ということですけども。来年度からは、準備期間を入れながら、順次進めていくわけなんですけれども、委員会の中で当然お諮りするわけなんですけども、ガイダンス施設についてはまだ具体的には決まっておりません。今のところは。今後、文化庁やら、委員会の意見を聞きながら決めていくことになります。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 これ、うちの委員会ですよね。77ページの9款5項9目の17節の公有財産購入費について、予算の説明で、歴史的資産保存・継承事業として、堀部邸の取得ということで、もう少し資料なり何らかの説明を詳しくしていただいているんじゃないかなというふうに思っているんですけども。違うんですか。

184ページにふれあい運動会の委託料というのが組まれています。それで、ふれあい運動会について、これいろいろ意見がありまして、それで僕も見させてもらっていて、小規模校は確かにそれでいいなと思ってるんですけども、小規模校以外は、いわゆる地域のそういうのと、学校教育として子どもたちの成長をお互いに確かめ合いながらということであると、従来のような、学校としての運動会の方がよりいいのではないかという意見も上がってきているんですけども、その点、ふれあい運動会の委託料ということで、今度教育委員会組んであるんですけども、犬山の教育を前進させていく上では、再度このあり方について検討すべきではないかなというふうに思っているんですが、当局の方ではどんな意見持ってるのか、そうした意見は直接は聞いてないのかどうか、ちょっと見解をお聞きしたいんですが。

◎上村委員長 斉木市民体育課長。

◎斉木市民体育課長 今のところ、直接ですね、小学校区10あるんですけども、反省会の折にも、そういうことは聞いてはおりません。それから290万円の委託料でございますが、これも均等に割っているわけではございません。町内割とか住民割そういったものを配慮しまして、当然大きいところはそういうことでなっております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 多分、ふれあい運動会の反省会というのは市民の人が中心になった反省会になると思いますので、そちらの方へは声はいかないと思うんです。僕は、滝課長のところが、学校指導課として、やっぱり犬山の教育で子どもたちを主人公とした形で、地域の人に見守られながら、その成長を確かめ合うということであると、やっぱり非常に重要なカリキュラムとして小学校の運動会というものはあるというふうに思ってます、その辺、やっぱり学校教育の方の視点から見てどうなのかという、再検討は僕はすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうですか。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 ふれあい運動会についてのご質問でございますけれども、例えば、旧来の学校独自の運動会、そして実施をしておったところは、やはり教育活動の一環としてのねらいがございましたので、あくまでも学校中心で計画、運営等が進んでおったと思います。もともと、このふれあい運動会というものが出てきた機運としては、地域、保護者が学校とのつながりを深めて、学校の教育活動に対しても地域や保護者のお力添えがいただいたり、あるいは子どもたちが地域にも貢献できるようなということで、始まった会かなというふうに認識しております。もともと、栗栖小学校、今井小学校あたりの小規模校については、もう学校独自では運動会が成立しないというような状況もございまして、古くから地域と一体となって進んできた経緯がありまして、そのよさを一般校でもということで、こういったふれあい運動会を毎年続けてきたのではないかなというふうに思っておりますけれども、確かに学校現

+

場からは、地域の方とともに運動会を計画していくに当たりましては、地域の方がお仕事を終わられた午後7時過ぎからその運動会についての検討会があって大変だという声は聞いてはおります。ただ、聞いてはきておるんですけども、これをすぐ旧来の学校独自の運動会に変えてほしいという強い要望は聞いておりませんので、万が一、こんなような状況が出たとするならば、本来のねらいから外れた形になっていってはいけませんで、学校現場とも相談をしながら、もし昔のような形でというような要望があるとするならば、そんなことももう一度、再検討しなくてはならないのかなというふうには考えています。

以上です。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 これ質疑とはちょっと外れるかもしれないんですけど、地域でのさまざまな交流、子どもたちも含めた交流の視点というのは、僕は各小学校区ごとに、コミュニティ組織をつくって、コミュニティ活動をやっていくと。だから、主人公をはっきりさせてした方がいいなと思っているんですよ。ですから、今のふれあい運動会ならふれあい運動会的なものが各小学校区ごとに、このコミュニティ組織がつけられていければ、将来的にですよ、将来的に今の犬山市の条例制定でも、基本条例制定との兼ね合いがあるんですけども、そういう地域ごとに小学校区ごとにコミュニティセンター、コミュニティ活動ができればそちらの方に譲って、それで子どもたちの成長を確かめ合える運動会というのは、学校主体で、子どもたちだけがやって、運動会をやるというのは、僕は検討しないと、そろそろ検討しなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、それぞれのセクションで研究に入ってほしいし、そういう問題意識を持ってほしいというふうに思っていますので、お願いしたいというふうに思います。

それから、前後しちゃって申しわけないんですけど、本会議の質疑でありました174ページの社会教育指導員の報酬について、これはもう一度再検討すべきだということを私も質疑を聞いていて強く思いましたので、これはもう一度きちっと再検討されるのかどうか、委員会でも確認したいというふうに思います。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 議案質疑の中でありましたのは、玉屋庄兵衛氏のことだと思いますが、玉屋さん、今はからくりの実演ということで、金曜日と土曜日に来ていただいております。高いじゃないかというお話もございますので、今後、史料館のリニューアルということも含めながら、全体的な中で調整していきたいというふうに思っております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 これね、どう考えても、やはり高過ぎるというふうに思うんです。やはり、正確にその実演を見せるだけなら見せるだけの費用で僕いいと思ってるもんですから、指導員の報酬じゃなくって、社会教育の指導員報酬というふうに組まれてますので、正確じゃないなと思っておりますので、それはやっぱり精査しないといかんというふうに思っておりますが、それとの兼ね合いで、150ページの、授業づくりのコーディネーター報酬というのは、いかにもこれは低過ぎるというふうに思うんですよ。この金額は、平成20年度がパートだったのを、パートという予算の組み方はおかしいと、その形からすると、やはり嘱託職員で報酬だという

ことであればね、これは心の教育相談員報酬というのは、その上にある420万円というのは、これ2人だと思うんですけども、せめてそのやっってる仕事量や果たしてる役割からすれば、それと同じぐらいの報酬になるんじゃないですか。これはどういうふうな。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 授業づくりコーディネーターの報酬関係であります。この方現在、楽田小学校に来ていただいておりますけれども、非常勤講師と同じようなふうじゃなくて、本来は賃金じゃなくて報酬でというふうな形で考えておったんですけど、1人当たり大体年額216万円を実際は予定をしておったんです。財政当局の方にも、年間216万円で強くお願いを申し上げたんですけども、109万8,000円、これなりの報酬でしか認めていただけませんでして、やむなく109万8,000円で組んだということでございます。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 この上の心の教育相談員というのは、2人というふうでよろしいでしょうか。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 心の教育は、これは4名です。しかも15日勤務と10日勤務ということで、お二人、お二人ということで4名でございます。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 今年度の民生文教委員会で島根県の東出雲町に視察に行きまして、それで図書館支援センターというのを見てきまして、その後のニュースで知ったんですけども、島根県全体が図書館の司書に対して県が支援すると。それぞれの市町が図書館司書を配置した場合に、半額県が見るとというのがその後のニュースで流れましてね、その予算は、県は1人当たり200万円を見ていると、図書館司書、200万円。その半額、100万円は島根県が見る。えらく犬山市は差をつけられたなと思ってるんですけど、今のこの授業づくりコーディネーターの報酬というのは、時間的にいったら何日勤務で、何時間ぐらいの仕事で、報酬はどういう計算になるんですか。今の指導課の方がそういうふうに年間216万円を見ていたんなら、再度これ折衝して、補正の中でも増額してやっていく、そういう仕事量じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、どういう考えなのか。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 岡委員のおっしゃるとおりだと思います。実は、平成20年度も、当初はこれ賃金でこの金額で組んであったんですけども、何とか補正で報酬に切りかえをし、216万円並になるようなお願いをしまいたんですけども、これについては、私どもが強く要望をいたしましても、認めていただけなかったという、言い方が悪いかもしれませんが、当初から、いわゆる財政当局との詰めが十分になされてなかったというような経緯がある程度ございまして、そういった経緯がありまして、やむなく組みかえをして、報酬でお支払いをしていただいたことはいただいたんですけども、平成21年度については、もう報酬のまま、ただ金額については、1日8時間、年間182日以内でご勤務いただけるように216万円でこの予算をお願いをしたんですけども、これについても、平成20年度はこういう状況であったから、平成21年度はそれなりでしか認められないということで、こういった状況になってしまっております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 それで、新年度の中で、もう一度これは話をして、復活できる見通しは全くないんですか。それとも、引き続き努力するのか、その点を聞かせてください。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 年度当初の予算で削られたり、変更をされたものは補正で出すのはおかしいということをこれまで財政当局からご指導いただいております、したがって、私どもこれで平成21年度の補正の機会が3度ほどあるとは思いますが、出しても恐らく同じ返答しか返されないのではないかなというふうに思っております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 これは委員会でもそういう指摘を受けたということで、課長も部長も、再度これは補正で強く財政当局と交渉してほしい。やはり、これは僕はどう見ても犬山の教育の学びの授業づくりの、いわゆる先生の先生という位置づけでやってきているわけですから、僕はこれ1人でなくて、複数配置をしていく、さっき言いました島根県の学校図書館の司書が、支援センターみたいだね、ちょうど学校図書館の司書をずっと支援して盛り上げていく、犬山のこの学びの授業づくりの常勤講師や非常勤講師の先生たちのいろんな悩みも含めて、全体でレベルアップを図るのが、このコーディネーターの役割だと。だから、コーディネーターの資格ももちろんですけども、人数も僕は1人でなくて、複数配置を目指していくべきだし、当然評価もやっぱりちゃんとした指導員という立場での報酬と、勤務も、いろんな悩みを聞くわけですから、それに答えながら、やっぱりということかというと、一定の時間はやっぱり割かなくちゃいけないわけですので、そういうふうに犬山の教育の一つの幹だと思うもんですからね、重要な幹だと思いますので、これは一つの重要な幹を引き上げれば、全体が引き上がるという、そういう重要な幹だというふうに思っていますので、新年度がスタートしても、再度、財政当局にそういうことを含めて説得して予算を補正もして上げていくべきだということをお考えですが、どうですか。

◎上村委員長 田中学校教育部長。

◎田中学校教育部長 授業づくりコーディネーターのことにつきまして、今課長から答弁させていただいたとおりでして、非常に議案質疑、一般質問のところでも答弁させていただいたように、非常に学校の方としては、好評でもっとそういった方をというお話はあり、また私たちが団塊の世代が卒業し、今、技術だとかそういったものの伝承というのもございますし、授業づくり、学校経営という面で、支援をいただくということで、来ていただいておりますが、委員の報酬につきましても、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。

折衝といいますか、何度となく私どもも市長部局とやっておるわけでございますけれども、なかなか理念といいますか、そここのところにかかなりの温度差があるなということも思いながらも、岡委員ご指摘を踏まえまして、粘り強くやっていくことが必要だなと思っております。

◎上村委員長 審議の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時48分 休憩

再 開
午後 3 時 04 分 開議

◎上村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

岡委員。

◎岡委員 最後の質疑ですが、175ページの歴史まちづくり協議会というのは、これは新しくスタートするのではないかなと思うんですけども、どんな構成で進められるのか教えていただきたいと思います。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 これも民生文教委員会には付託されておりません。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 文化財費の中で、きょう部課長の内示があったのかな、いずれにしる機構改革で教育部のもとに歴史まちづくり課ができるということで、全体として、これも今後はどこにこの部分が議会の方は部門委員会が付託されるのかというのは、5月の臨時で委員会条例ちょっと変更する予定になってますので、その結果見ないとわからないんですけども、いずれにしるこうした文化財費の中で今含まれている教育委員会の考え方の中で、私自身は歴史を見るときに、「古きをたずねて 新しきを知る」という言葉がありますけれども、いずれにしる一定の光を当てるということは大事だというふうには思ってますが、例えば、江戸時代ですと、士農工商・えた・非人という形で厳然たる身分差別、人間による人間への差別というのがあった時代です。ですから、そういう時代を無批判的に、懐古的に光を当てるというのは、僕はいかがなものかなということは常に思っています。ですから、そういう時代に一定の光を当てるということは大事だというふうには思ってますけども、こういうことで歴史のまちづくり課を教育部にスタートするに当たっては、そういう今は、基本的には身分差別のない民主主義の世の中ですので、そういうふうには人間の社会が進化・発展してきたことを踏まえて、僕は振り返るといふふうにはしないとまずいというふうには思ってます。そういうことをこの9款5項9目の予算執行を進めていく上で、全体としてはそういう視点というのが僕は大事ではないかなということをおもっています。担当部長に答弁いただいた方がいいかな、どんな見解かお願いしたいと思います。

◎上村委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 今、質問の中で、江戸時代というお話がありましたけども、今の私どもの考え方の中では江戸時代に戻す考え方はありません。一つは、ご案内のように、明治24年に濃尾震災があって、町家のほとんどが倒壊したという事実があります。それから復興して行くわけですけども、通常でいけば、今でいけば新しい、新建材とかありますけども、そのままの建材を使って修復したということになっています。それを今、名鉄が「本物のまち犬山」というようなことで、そういうキャッチフレーズで観光キャンペーンをやってますけども、今あるものを保存するよさということで、新しく江戸時代のまちを復元するという、そういう考え方のまちづくりではなくて、今現在ある歴史観を生かして伝承していく。そういう取り組みを文化財課の方で考えておりますけども、新しい歴史まちづくり課についてもそ

うという方向性を持っていく。特に、先ほど山田委員からも話がありましたように、伝統的建造物群保存地区の指定の話なんですけども、ある意味、特定ということですね。全部が全部じゃなくて、一定のそういうきちんと保管されたところをきちんとした形で整備していく、それ以外のところは景観という形の中で保全していくということで、何もやみくもに江戸時代にまちを戻すという、そういう取り組みではないこともご認識、ご理解いただきたいと思います。

ですから、あくまでも今あるものを生かしたまちづくりを考えております。

以上です。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 先ほど、ちょっと岡委員に答弁いたしました件について、1点、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

保育所費の賃金の関係で、先ほど時間短縮による影響の関係で、臨時的任用職員賃金というふうに申しあげましたけれども、パート職員賃金という8時間労働しているパート職員賃金ということですので、訂正させていただきます。よろしくお願いします。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

小林委員。

◎小林委員 155ページの学校管理費、非常勤講師でことしも指導されてくわけですが、非常勤講師47名ですかね、小・中学校合わせて、そんなような予算がしてあると思うんですが、これは1年契約というのなんですよ。そうした中、非常勤講師も優秀な方も、そうでない方もお見えになるんだと思うんですが、その辺の次の年度継続してもらうにしても、その評価というか、その辺の、だれがそういうことを継続するのかどうか評価をしながら継続させていくのか、あるいはそうでないという判定をしていくのか、そのあたりが採用のシステムといえますか、その辺のところをちょっと教えていただきたいのが1点です。

それから、168ページの4目の学習等供用施設の管理費のことなんですけども、この中で修繕費がわずかしか組んでないような感じがしますが、ほかに組んであれば、ちょっとごめんなさいね。うちは学習等供用施設、随分老朽化してきまして、かなり各所修繕なり、備品の買いかえとか、いろいろ要望があると思うんですね。これについて、どの程度把握されているのか、あるいは必要に応じて対応をされてるのか、予算の問題もあるでしょうけれども、その辺の問題について、どう認識されてるのかね、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それからもう1点、ちょっと戻りますが88ページ、今の子ども未来センターが、平成19年度からできまして、かなり幼稚園、保育園、学校との関係プレーというのが非常にいい効果だということを聞いたんですが、この学校間あるいは保育園間、幼稚園との関係で、非常に地域等の問題もあるでしょうけれども、この辺の成果と課題があれば、その辺ちょっと問題意識としてお尋ねしたいと思います。この3点についてお願いします。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 では、1点目の非常勤講師の関係でございますけれども、平成20年度につきましては、常勤7名、非常勤56名、平成21年度につきましては、常勤7名、非常勤50名ということで予定しているわけですが、基本的には1年契約でございます。ただ、1年間、ご勤務

いただいた状況を、校長、教頭等、管理職の目でごらんをいただいて、ぜひこの方に来年度も継続してお願いをしたいと、さらに非常勤の方も、ぜひ継続して来年同一校で勤務をしたいという、いわゆる相思相愛の状況であれば、1年契約をもう1年延期をするといえますか、継続できるというようなことでやっております。基本的には大体63名おりますけれども、大体3分の2がかつて教諭をなさってみえた方、その方がご結婚、ご出産、あるいは子どもさんが学校に上がられるのを契機に、退職をなさって、ある程度子育てをして、子どもさんが手を放れる状況になったから、再度犬山の教育に手を貸そうじゃないかということでお勤めをいただいているという方がほぼ3分の2、あとの3分の1が、愛知県の正規の教員採用試験を受けたんだけど、残念ながら不合格であったと、ほかの仕事をしながら、次年度、再度採用試験を受けるよりは、学校関係にお勤めをいただきながら、次の採用試験を目指したいというのがほぼ3分の1でございます。前段の3分の2の方は、大体継続して次の年も、次の年もということで今まで来てるケースが多いわけですが、後で述べました3分の1というのは、大体半分ぐらい、県の採用試験に受かっておりますので、残りの、いわゆる数でいくと10名前後のところでございますが、これが毎年新規で採用をしていかななくてはならないような状況になっております。

この評価はどういうふうに行っているかということでございますが、実際には、例えば市同一基準で、こんな形で評価をしてくださいますという形のもの、現在はございません。あくまでも各学校が県費採用の教員と同じような項目で、校長という立場から評価をしていただきまして、それがもとで計画を希望されるのか、あるいはもうこの方はちょっとということで、打ち切りを希望されるかは、基本的にはそういった各学校の校長先生方の見目といたしまして、それに頼っているのが現状でございますけれども、ただ、採用しているのが市教委でございますので、学校任せにするのではなくて、ある程度、そういった同一の観点から、非常勤について評価をし、同一の物差しという言い方はよくないかもしれませんが、ある程度そういった共通の項目で評価をしていくようなシステムをつくっていく必要はあるのかなということは考えております。ですから、現実的には今各学校で評価をしていただいているのが現状ではございますけれども、より評価の精度を高めていく、あるいは客観性を高めていく上でも、学校任せではなくて、市の基準めいたものも設定をしていく必要があるのかなということは今思っております。

以上です。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 学習等供用施設の修繕費についてお答えをしたいと思います。

ちなみに、平成20年度の学習等供用施設の予算は65万3,000円で、平成21年度につきまして74万7,000円でございます。内訳ということでございますが、6学習等供用施設共通ということで48万円、昨年度は36万円でしたので、12万円をアップというか、予算はわずかですがふえております。あと、各施設の必要な修繕ということで27万円合わせて74万7,000円でございます。

学習等供用施設の要望ということでございますが、一応各学習等供用施設から要望上がってくるものにつきましては、リストをつくりまして把握しておりますし、また現場を回って

管理人の要望を聞いたりしております。確におっしゃるように決して十分な予算とは言えませんが、限られた予算の中で、緊急性の高いものから修繕していきたいと思っておりますし、職員でできるところは職員でということで、職員みずから修理をしておるところでございます。

以上です。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 先ほどの子ども未来センターの関係でございますけれども、ご案内のように、子ども未来センターについては、平成19年4月1日に開設されて、機能といたしましては、幼児教育、そういった教育力の充実を図り、企画とか、連携、調整という、そういうまとめ機能を持つものとしてあるものでございます。

それで、現在、中心となってそういう企画連携を行っておりますのが、幼児教育と学校教育の連携ということで、幼保小の合同研修会、それから小学校1年生の情報交換会、それから幼保小担任連絡会ということがございます。

また、それぞれその中で発達障害児等に関する連携強化ということで、それぞれ主催が県の方の事業でございますけれども、障害児等の療育支援事業等ということで、そういうまとめ役を行っております。また、個別相談事業ということで、園や学校生活におきまして、そういう援助、指導のあり方の検討が必要な園児、児童に関しまして、かかわり合った機関、関係者が集まって支援を検討するというので、それぞれアドバイザーも交えながら、相談事業を行っている状況もございます。

それからあと、今後保育所と小学校への連絡という関係で、保育所の保育要録ということが出てくるわけなんですけれども、その作成に当たっては、園長会が中心となってやっておりますけれども、子ども未来センター、かなり深く入り込んで、そういう調整、アンケートの実施等を行って、いろいろ検討を行っております。

それからあと、関係機関への情報提供ということで、毎月機関誌を発行しております。毎月機関誌発行ということで、教育委員会関係、それから公立の幼稚園、それから子ども未来園、それから私立の保育園、幼稚園、それからその他、保健センターとか、福祉の関係のさくらんぼ等へそういう雑誌を配布して、連携を行っております。

それで、成果としては、そういうことが多々、非常に平成20年度では深まってきておりますけれども、さらに、平成21年度に向けましては、それぞれの関係機関と連携をさらに深めていきたいと思っております。

以上です。

◎上村委員長 小林委員。

◎小林委員 非常勤の採用の問題ですけれども、各学校の校長の裁量、先ほど相思相愛なんていう言葉が出ましたけれども、相思相愛なんていうのは、ちょっとまずいんじゃないかなと私は思うんですけれども、やはり、教育の方針ですね、それにきちっと合致した、またはふさわしい人材を確保する必要がありますので、やはり何か一定の基準といいましょうか、だれが見ても評価ができるような一つの基準づくりというのは必要ではないかなと思うんですね。その点については、そんなことも必要だなとおっしゃったんですが、その辺、見通しとしては

どうなんでしょうか。

それから、今の学習等供用施設の修繕については、私の聞く、いろんな例からいきますと、とてもそういう対応では十分賄い切れないんじゃないかなというふうには感じとるんですが、正直なところ言っていただければいいと思いますけども、実際にエアコンとか、クーラーですね、あるいは備品的なもの、特に、すぐに悪くなるとか、あるいはカーテン類等、非常にすべて切りかえをしなければいけないというような時期も来てるようですし、そのあたり、今言った計画的な予算要求といいますか、その辺は努力をしていただきたいと思いますけども、その辺、ちょっとお尋ねをいたします。

◎上村委員長 滝指導課長。

◎滝指導課長 市の非常勤の関係であります。市費で採用するに当たっては、面接と小論文を書いていただいて、複数の目で厳正な審査をして採用しているのが現状でございます。ただ、継続という場合については、新たにそういった面接あるいは小論文という、課題を課せられておきませんので、県費の教員につきましても勤務評定、あるいは県が実施しようとしております教員評価制度というのがあるわけですけども、市の常勤、非常勤は何もなくいいかということになると、またこれ一つ問題でございますので、そのあたりも今後、検討をして、どなたにお尋ねをいただいても、これならと言っていただけのような、納得いただけるようなシステムをつくっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 羽黒学習等供用施設も幾つかの中から、畳の張りかえ、犬山南学習等供用施設は畳の表がえを行いました。それからあと、上野はトイレのタイルもはがれてきておりました、それも改修をいたしまして、あとは城東学習等供用施設は雨漏りしておりました、それを改修したり、幾つか、基本的には少額ですけども、やってきております。あと、大きな実施計画なんか見てますと、上野の下水道工事とか、そういうのも出てきておりますが、これは平成22年度以降ということで、一応計画はしていきたいなと思っております。

いずれにしても、予算の中で緊急性の高いものからやっていくということで、ご理解いただきたいと思います。

◎上村委員長 小林委員。

◎小林委員 もう1点だけ。羽黒小学校の改築事業費、157ページにあるんですが、広報等で青写真というんでしょうか、モダンな模型が出ておりますが、大変ありがたいことですが、ただ、体育館の規模ですけども、この間、ちょっと委員会らしきものがあって、我々議員もちょっと呼ばれて行ったんですけども、体育館の、いわゆるコートが2面とれるものと、1面しかとれない、これの中身は、1面の場合ですと、演壇といいたいでしょうか、いわゆるそういう演壇がとれるような状況なんですね。ところが、2面をとると、そういうものはできないということで、やはり、現状からいけば、2面と演壇がついたような、そういう規模があればいいなという、皆さんの意見も多かったんですね。そのあたり、財政的な問題があるかどうか、あるいは敷地の面積等が関係するのかわかるか、できるだけそういう要望がとれないのかわかるかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎上村委員長 中田庶務課長。

◎中田庶務課長 今回の羽黒小学校の体育館につきましては、何度か地元の方とお話し合いをしたり、それからPTAの方に説明に行きまして、要望もいろいろと聞いております。それで、今のコートの話も聞いておまして、小さくてもいいから2面欲しいという意見と、やっぱり2面つくるんだったら、ある程度面積的には欲しいという意見と、当然、そうなるのだんだんだん施設としては大きくなるわけでございます。今の構想といたしましては、小さなコートを2面持っていくということで、構想はありますけども、来年いよいよ基本設計に入るわけですから、そのときに、いろんな設計業者含めまして、プレゼン方式で決めていきたいと思っておりますけども、その中の要素というんですかね、そういうことも含めていきたいと思っております。

以上です。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

高間委員。

◎高間委員 1点だけ、ちょっとお尋ねいたします。183ページ、9款6項3目の15節で栗栖木曾川河川敷グラウンドゴルフ場整備工事1,850万円ですけど、これについての概要、また工事なんかの中身。それと、場所はどの辺に当たるのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

◎上村委員長 斉木市民体育課長。

◎斉木市民体育課長 それでは、高間委員の質問にお答えしたいと思います。

工事内容といいますと、整地が約1万平方メートルでございます。それに芝張りをいたしまして、中に川が流れておりますので、それに建設省のこれ河川敷でありますので、グラウンドが余りにも大きなものはできませんけど、ある程度基準に合ったものを考えていきたいと思っております。それにつきましては、野外活動センターの西側と東側ということで、計画をしております。

以上です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 野外活動センターの下ですか。

◎上村委員長 斉木市民体育課長。

◎斉木市民体育課長 下と東側と両方です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 今はこれ結構やはりグラウンドゴルフ、皆さんに人気ありますので、結構やりますのでね、21年度で、一応芝を張ってというような形で、使えるのが1年後ぐらいですか。

◎上村委員長 斉木市民体育課長。

◎斉木市民体育課長 宝くじの補助金を申請してありますので、それができ次第、基本設計に入りたいと思おまして、できればなるべく早く10月ごろには着手したいと考えておまして、養生期間を含めまして、来年度のなるべく早い時期に供用開始できればなというふうに考えております。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 ありがとうございます。そうすると、この管理の方は野外活動センター、そちらの方でされるのか、そこら辺だけお願いします。

◎上村委員長 斉木市民体育課長。

◎斉木市民体育課長 基本的には、野外活動センターというよりも、体育施設というよりも、グラウンドゴルフの公認コースの認定を受けようと思いますので、グラウンドゴルフ協会の方と、それから地元の方の協力を得まして、管理をしていくふうで、今後研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 それでは、質疑なしと認め、第12号議案に対する質疑は終わります。

次に、第13号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 (第13号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

岡委員。

◎岡委員 216ページの他会計繰入金で、その他一般会計繰入金とありますが、それで211ページ見ますと、繰入金の金額が昨年度よりも減額されてきていますが、県下平均並みに繰り入れるべきだということを言ってきてるんですが、これで減額の理由と、1人当たりといえますか、世帯当たりの一般会計の繰入金の金額というのはどの程度、被保険者数はふえてるんじゃないかなと思ってますので、1人当たり、もしくは世帯あたりになると、もっと減ってしまうんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどういうふうでしょうか。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 まず、歳入、繰入金の他会計繰入金ですね、216ページ、予算書であります。平成20年度と比べますと、他会計繰入金というのは、4,116万4,000円増額になっております。これは、基本的には、おっしゃるように、基本的には税が平成19年度から平成20年度にかけまして、保険税は減収しております。そういう中で、もう一つは、歳出の面が、いわゆる他会計の方の、その他の一般会計の繰入金でございますけども、保健指導、いわゆる特定健診、そういう保健事業分とか、それからあと、福祉医療の波及分ということで、県の実施します福祉医療の波及分ということで、それも増額分を、いわゆるその他の一般会計から繰り入れをさせていただいてますし、それからあともう一つは、歳出の方の補てん分ということで、老人保健の方の精算分の補てん分、それも入れていただいています。いわゆる、前年分の精算分に係るもの、そういうものも補てんをしていただいて、トータルでは4,116万4,000円ふえておるわけですが、それは1人当たりの額に換算しますと、先ほどおっしゃったように、平成20年度では被保険者数が2万5,413人の数に対して1人当たりが6,756

+

円という数字でした。ところが、平成21年度につきましては、被保険者数が1万9,813人ということで、減りまして、1人当たりには換算すると、減った分だけ、いわゆる分母が少なくなったということで、割り返しますと、1人当たり繰り入れ金額が1万1,524円とふえてきます。そんなような状況で、前年度と比較しても4,100万円ばか、一般会計繰り入れがふえておりますので、被保険者に対しては負担が軽くなっております。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第13号議案に対する質疑は終わります。

次に、第14号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 (第14号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第14号議案に対する質疑は終わります。

次に、第16号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

滝指導課長。

◎滝指導課長 (第16号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第16号議案に対する質疑を終わります。

次に、第17号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

滝指導課長。

◎滝指導課長 (第17号議案説明)

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第17号議案に対する質疑を終わります。

次に、第19号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長（第19号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第19号議案に対する質疑を終わります。

次に、第21号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長（第21号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第21号議案に対する質疑を終わります。

次に、第23号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

松山長寿社会課長。

◎松山長寿社会課長（第23号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第23号議案に対する質疑は終わります。

次に、第24号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長（第24号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

岡委員。

◎岡委員 後期高齢者医療制度、これで2年目に入るわけですが、私どもはひどい制度だと思って、一日も早く制度の廃止を願っていますが、しかし、代替のかわる制度を確立しないことには一概に反対するわけにもいきませんので、しかし、その中でちょっと、今話聞いてて、僕想像力豊かな方だと思ってたんですけど、全然想像できないのが、営繕工事、439ページの営繕工事請負費というのが、何で営繕工事請負費なんだろうと全然想像できないんですが、それと、徴収の仕方、年金からの強制的な天引きはやめていくべきだということで一定の

改善が図られたんじゃないかなと思うんですけども、その点、ちょっと示してほしい。

◎上村委員長 答弁を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 まず歳出ですね、439ページ、工事請負費の営繕工事請負費でございますけども、これ2万8,000円、これは新庁舎が完成をいたしますけども、その新庁舎の移転にあわせまして、現在広域連合と、今の庁舎の1階の事務所の中に広域連合と、後期高齢者のいわゆる医療システムの回線をつないでおります。事務的な、いわゆる回線ですけども、その通信回線を新庁舎へ移転するために、これ全庁的にいろんなLAN組んでおりますけども、そういう外部との通信回線を、いわゆる新庁舎の移転に合わせてそれぞれの担当が予算を組めということですから、総務課の指示で、今回、経費として2万8,000円計上させていただいたということです。

それからあと、年金の徴収の関係ですね。

◎上村委員長 暫時休憩します。

午後4時00分 休憩

再 開

午後4時01分 開議

◎上村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

高木市民課長。

◎高木市民課長 もともと年金からの特別徴収が原則ということで、特別徴収でスタートしたんですが、ご案内のとおり、年金からの天引きというのは、国民からかなり不評が出まして、国の方も内容については改善というか、改めるようにして、最終的には選択制ということで、年金の天引き者も申し出をすれば、普通徴収ですね、いわゆる口座振替に切りかえることができるよということで、昨年6月12日に政府与党のプロジェクトチームのそういう改善策で、そういう改善を図っておるということで、当初は、率にしますと特別徴収と普通徴収というのは、大体特別徴収は7割、普通徴収でも3割という、そういう率だったんですね。それを申し出によりまして、昨年の秋以降、10月からですが、特別徴収を中止をして、順次申し出によって普通徴収に切りかわるということで、まず最初に申し出で普通徴収に変わった方が、10月から特別徴収が中止になったわけです。事務的に10月からしかできないんですけども、その時点では、特別徴収から10月には229名変わられまして、率にしまして3.27%の方が特別徴収から普通徴収に変わったと。それから、12月につきましては、特別徴収を中止された方が、その後27名お見えになりまして、その次が2月でございますが、2月の特別徴収中止は、先月ですね、12名ということで、トータル268名の方がご本人のご意向によって特別徴収から普通徴収に切りかわったということで、全体の特別徴収の方から普通徴収に変わった方の率でいきますと3.83%、ですから一概に特別徴収がだめだという方もおられないんですね。やっぱり年金から自動的に引き落とされた方が都合いいよという方もお見えにな

りますし、これはあくまでも年金からじゃなくて、自分で口座振替だと、普通徴収で、自分で払いたいという方がお見えになるものですから、いろいろ考え方はございますけども、最終的には政府の方針にかわって、特別徴収から普通徴収に変わった方が268名お見えになると、そういう人数です。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第24号議案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

+

次に、第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案は、すべて議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時08分 散会

+